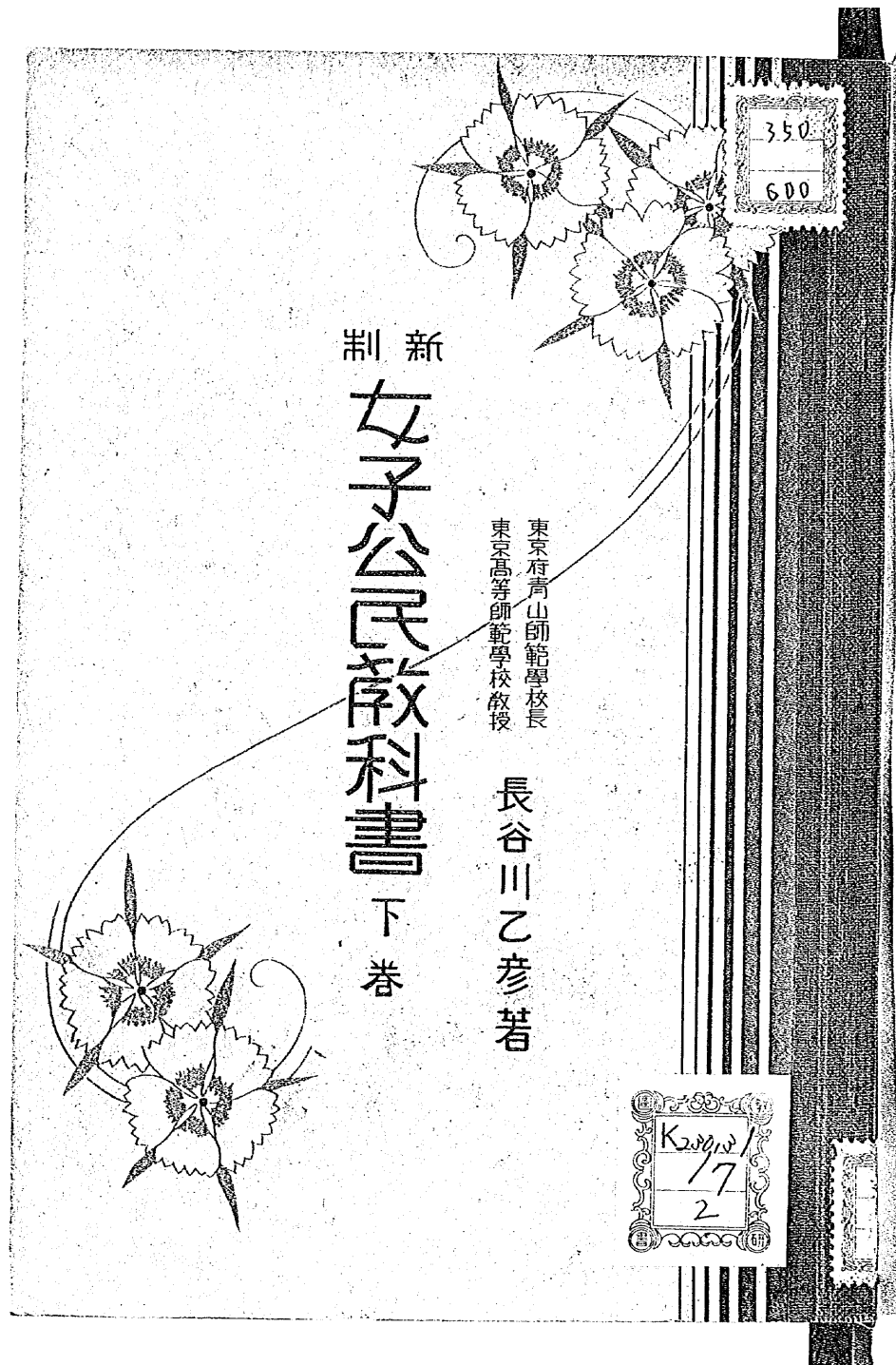




K230.31

17

2

新制
女子公民教科書

東京府立青島師範學校校長
東京府立高等師範學校教授

長谷川乙彦 著



英進社
東京
大阪

五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦

マサラシメンコトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ股躬ヲ以テ衆ニ先ンシ

天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立

ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

皇室典範及憲法制定御告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ諾ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循
ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スル
コト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨
ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内
ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ

道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニ
シ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法
ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ
外ナラス而シテ朕力躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコト
ヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ
皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率
先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾
クハ

神靈此レヲ鑒ミタマヘ

帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗
ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大
典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝
國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德
ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝
アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良
ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎
順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗
ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分
ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコト

ヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之ヲ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘ

ク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣 伯爵 黒田 清 隆

樞密院議長 伯爵 伊 藤 博文

以下各 大臣 副署

國際聯盟脫退ノ詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ

分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ
御名 御璽

昭和八年三月二十七日

內閣總理大臣

子爵

齋

藤

實

以下各大臣副署

例

言

一 文部省彙に中等諸學校に公民科を新設し、其の教授要目を制定するに當り、著者は其の編纂委員の一人として、昭和五年十一月より昭和六年一月に亘り、十餘名の委員と共に、十數回の検討審議を経て得たる成案が、即ち文部省の公布した公民科教授要目となつたのである。

一 本書は該要目の趣旨に準據し、且多年修身科・法制經濟科教授の經驗を參酌して、勉めて公共生活に於ける政治上・經濟上、及び社會上の知識と道德とを併せ修得せしめ、以て公民科設置の意義に副はしめむことを目的としたのである。

一 理解を助ける爲に必要と認めた圖表の類を若干掲載した。但し小學校・中等學校の國語讀本又は其の他の學科に於て既に理解せる如きものは之を省き、又統計に涉るもので、日に月に變動するものも、

分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

内閣總理大臣

子爵

齋

藤

實

以下各大臣副署

例言

一 文部省曩に中等諸學校に公民科を新設し、其の教授要目を制定するに當り、著者は其の編纂委員の一人として、昭和五年十一月より昭和六年一月に亘り、十餘名の委員と共に、十數回の検討審議を経て得たる成案が、即ち文部省の公布した公民科教授要目となつたのである。

一 本書は該要目の趣旨に準據し、且多年修身科、法制經濟科教授の經驗を參酌して、勉めて公共生活に於ける政治上、經濟上、及び社會上の知識と道德とを併せ修得せしめ、以て公民科設置の意義に副はしめむことを目的としたのである。

一 理解を助ける爲に必要と認めた圖表の類を若干掲載した。但し小學校中等學校の國語讀本、又は其の他の學科に於て既に理解せる如きものは之を省き、又統計に涉るもので、日に月に變動するものも

之を載せなかつた。これ等は教授の際に於て、適宜最新のものを示されたい。

一 公民科は國民の實際生活に即した教授を必要とするものゆゑに、説明・示例の如きは、勉めて地方により、境遇に應じ適切なるものを選んで、補説せられむことを希望する。

昭和八年八月

著者識

新制 女子公民教科書 下卷

目次

第一課 國家	一
人類と國家	一
國家の要素	三
國體と政體	六
我が國家	八
第二課 皇室と臣民	一〇
天皇	一〇
皇位繼承	一六
皇室典範	一七

皇室及び皇族	元
皇室と臣民	元
第三課 立憲政治	二
立憲政治	二
帝國憲法	二
臣民の權利義務	二
第四課 帝國議會	三
帝國議會	三
議員の選舉	三
議會の作用	三
政黨	三
第五課 國務大臣樞密顧問	四
國務大臣	四
樞密顧問	四
內閣	四

樞密顧問	四
第六課 行政官廳	五
行政官廳	五
行政官廳の種類	五
官吏	五
第七課 國法	六
國法	六
國法の種類	六
法の尊重	六
法と道德	六
第八課 裁判所	七
裁判所	七
訴訟・調停	七

陪審.....七

第九課 國防

國防.....七

兵役.....八

我が國の軍備.....八

國防と國民.....九

第十課 國交

國交.....九

條約.....九

國際協同.....九

國交と國民.....九

第十一課 財政

歲入と歲出.....九

租稅.....一〇

官業.....一〇
公債.....一〇

第十二課 我が國の産業

我が國の産業.....一〇

我が國の貿易.....一〇

資源の開発.....一〇

第十三課 國土と人口

國土と人口.....一〇

拓殖と移住.....一〇

海外發展.....一〇

第十四課 社會改善

社會問題.....一〇

社會政策.....一〇

社會事業.....一〇

社會改善……………三四

第十五課 世界と日本……………二五

人類文化の發達……………二六

文化史上の我が國の地位……………二九

我が國の使命……………四一

——自 次 終——

新制 女子公民教科書 下卷

第一課 國家

人類と國家

國家と他の社會との關係

人類と國家 人類はその自然の社交的性質に基づいて、多種多様の社會を營み、それによつて多方面の必要を充たし、人としての生存を完うしてゐる。然しこれら多くの社會は、必ずしもその目的を共にし、利害を同じうするものではないから、若しこれら各種の社會を支配する或強大な權力を有つた社會がなかつたならば、人類の生活は利害の衝突、彼我の鬭争を生じ、結局支離滅裂の狀態

に陥らざるを得ないのである。この強大な權力を具へた社會を吾々は國家と呼ぶ。

國家と民族精神

國家は元來民族の團結を基礎として起つたもので、その後征服や併合や移住等によつて、多くの異民族を包容するやうになつたが、國家存立の中心をなすものは、依然として古來の民族精神乃至は理想である。これは、あたかも個人に個性があり、家庭に家風があるやうに、各民族固有の民族的性質に基づいて生れ、數百千年の傳統を経て發達したもので、決して一朝一夕の努力や工夫によつて成つたものではない。今日人類が多くの國家に分れてその生存を保つてゐるのも、いはば人類に具つた民族性に基づく當然の結果であるといふことが出来る。

國家の作用

さて國家はその強大な權力に基づいて種々の作用を營んでゐる。國家自らの組織を定めるための立法、國家の獨立自存を圖る

國家の要素

ための軍備、國家生活の治安を維持するための警察、經濟生活の秩序を整へるための財政、外國との誼を厚うするための外交、文化の發達を助長するための文教などに關する作用はその主なものである。何れにしても、國家はこの最高の權力によつて、國家内の總べての社會と個人とを支配し、社會や個人はまた國家の統制に服することによつて、相互の矛盾と衝突を調和し、物質的にも精神的にも進歩向上を期することが出来る。希臘の哲人プラトールが、國家は最高の善である。といつたのは、また國家は最高の眞であり、美であるといふ意味も包含されて居り、人類が國家によつてのみ、總べての理想的發展を遂げ得るものであることを示してゐる。

國家の要素

さて、國家とは一定の地域内に於て多數の人類が統治の關係に依つて結合された團體をいふのである。隨つて國家が成立するためには、領土と主權と人民との三要素が必要であ

領土

る。

(一) 領土 國民の定住する地域で、且國家の主權の行はれる範圍を領土といふ。今日國際法に認められてある領土の範圍は、地域の外に領海及び領空を含んでゐる。領海とは一般に干潮の時を標準として、海岸より三海里に至る水面をいひ、領空とは地表及び領海の上空をいふのである。領土内に於ては、他國が統治上の權利を行使することを排斥するは勿論、外國人と雖も治外法權を有する者を除く外は、その國の主權に服從せねばならぬ。

(二) 主權 領土及び人民を支配する最高獨立、且固有の權力を主權又は統治權といふ。最高とは人民に對して絶對の服從を命ずることを意味し、獨立とは他國の權力に依つて拘束を受けないことを意味し、固有とは國家に本來具つたもので、他か

主權

人民

國家と主權

ら與へられ認められたものでないことを意味してゐる。
(三) 人民 國家を構成してゐる人類の集團を人民または國民といふ。君主國にあつては、國民が君主の統治權に隸屬してゐる關係から見、特に臣民といふのである。

以上三つの要素のうち領土即ち土地と人民とは、他の社會にあつても成立の要素となるものであるが、主權のみは獨り國家に特有の要素であつて、國家が他の社會と區別せられる要點である。さきに國家が具へてゐる強大な權力といつたのは、即ちこの主權の意味であつて、國家が他の一切の社會を支配し、國家としての機能發揮するための根本要素である。随つて、假令領土や人民に變化はなくても、主權に變動が起れば、その國家は滅亡する。革命のやうな場合はそれである。また領土や人民が如何に龐大であつても、主權の基礎が薄弱であれば、國家の發展は望まれない。支

國體と政體

那のやうな國家はその適切な例である。

國體と政體 主權が何人に屬するかは國によつて必ずしも一様ではない。この態様の異同を指して國體の別といふ。國體は建國の事情、民族的精神及び其の發達の歴史等に依つて別れる。現今の世界各國を國體上より大別すれば、次の二種となる。

君主國體

(一) 君主國體 君主國體とは特定の一人を以て主權者とする國體であつて、我が國英吉利伊太利の如きはその例である。君主國に於ては、主權者たる君主の自然意思が、仍ち其の國家の法律意思となるのである。

民主國體

(二) 民主國體 民主國體とは人民を以て主權者とする國體であつて、亞米利加合衆國佛蘭西の如きはその例である。民主國に於ては、人民各個の自然意思の綜合が國家の法律意思となるのである。この場合、人民中大統領を選擧し、一定の期

間これに統治權を行はしめてゐる。

次に主權が如何なる形式によつて行使されるかについても、亦國によつて、必ずしもその軌を一にするものではない。そこでこの形式の異同を指して政體の別といひ、同時に主權行使の形式によつて定まる國家の體制を政體といふ。政體はこれを分類して次の二種とする。

專制政體

(一) 專制政體 專制政體とは、主權者の專斷によつて統治權を行使する政體をいふ。此は古く各國に行はれたが、今日ではその例に乏しい。

立憲政體

(二) 立憲政體 立憲政體とは統治の根本法規(憲法)を定め、これによつて主權を行使する政體をいふ。原則として、主權の發動を立法・司法・行政の三權に分ち、各相異なる機關によつて分掌せしめ、且代議制度により人民を立法に參與せしめることを

我が國家

その要旨とする。今日の文明國は殆ど皆この政體を採用してゐる。

我が國家 我が大日本帝國は、君主國體の模範ともいふべき萬國無比の特色を有し、萬世一系の天皇これを統治し給ひ、國家と皇統とは一致不可分の關係にある。

國體の淵源

今これを我が建國の歴史に徴して見るに、神代の昔天祖天照大神が、皇孫瓊杵尊に神勅を授けて、

豐葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣、寶祚之隆當與天壤無窮者矣。(日本書紀)

と仰せられた。これ即ち我が萬古不易の國體を宣示し給うたものであつて、歴代の天皇は皆この神勅に基づいて、建國の大業を完成し給うたのである。即ち我が國家の體制は、實に天祖の神勅に基づき、建國の歴史と共に儼として定まり炳として日星の如きも

國體の精華

のがある。その淵源の深遠にして崇高なることは實に世界に冠絶してゐるといふべきである。

然も皇室と臣民との關係は單なる權力服從の關係ではなく、天皇を家長とし、臣民を家族とする一大家族の組織をなし、義は君臣であつてもその情は親子の如く、天皇は常に國民を愛撫し給ふことと赤子の如く、臣民はまた皇室を敬慕し奉ること全く父母の如くである。これ今日の繁榮と隆昌を招來した所以である。

政體の淵源

政體についても、我が國は古來君は民を思ひ給ふ大御心を旨とし、皇室臣民一致協力して國運の發展に盡瘁して來たのであるが、明治二十二年に至り、明治天皇は皇祖皇宗の遺範に遵ひ、帝國憲法を制定し、翌二十三年には帝國議會を開設し給ひ、茲に名實共に立憲政體が行はれることゝなつた。これ一に國家の隆昌と國民の幸福を増進せんとする聖旨に基づくものであつて、君民歡呼和氣

政體の特質

需靄の裡に、立憲政體が施行せられるに至つたのである。かの西洋諸國の憲法が、多くは國王の權を奪うて空名を擁せしめるを主眼とし、幾多流血の慘事を賭して漸く實現せられたのに比すれば、我が立憲政體採用の事情が、その根柢に於いて天地雲泥の差のあることを理解せねばならぬ。

第二課 皇室と臣民

天皇
統治權者

天皇 既に述べたやうに、天皇を統治權の主體として奉戴することは實に我が建國の大精神であり、未來永劫に互つて天地と共に窮りのない國民的信念である。帝國憲法第一條に、大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス。とあるのは、即ちこの大義を成文によつて明かにし給うたものである。

立憲君主

神聖不可侵

天皇の地位と國史の實績

然し天皇が統治權を行使せられるについては、必ず一定の方法に遵由し給ふことは、憲法第四條に、天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フとあるに依て明かであり、我が國立憲政治の根源もここに存するのである。かやうに天皇は、我が國家の元首として、また統治權の總攬者として、遍く臣民群類の上に超越し、至尊至聖の地位にいますのであるから、その御行爲については天皇自ら責に任ぜられることなく、また何人と雖もその責任を問ひ奉ることを得ない。憲法第三條に、天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラスとあるのは、即ちこの主旨を明かにしたものである。

以上は國の權力上に於ける天皇の絶對的地位を表はしたものであるが、其の精神は我が國民の道德的信念として、三千年間の國史に現はれた所である。天祖開闢以來、時に盛衰あり世に治亂あり

つて、政權は皇室を離れ臣下の行使に委ねられたこともあつたが、天皇が主權者にいますといふ根本精神には毫も動搖を來したことはなく、攝關將軍と雖も、一に天皇の任命によつてその地位に就くことを得たのである。而して歴代の天皇は常に萬民を愛撫し給ひ、國民もまた赤誠を以て皇室を奉戴し、金匱無缺の國體を保持したのである。即ち天皇の地位は權勢を以て動かすを得ず、威武を以て傾くるを得ない、道徳上の絶對性を包容することを意味する。言ひ換へれば、天皇は權力上の絶對者にして、同時に道徳上の絶對者にいますのであつて、歐米列國の君主や國家とは全然その本質を異にすることを知らねばならぬ。

天皇の大權

天皇は統治權の總攬者にいますのであるから、統治の作用は悉く天皇にその源を發する。然し同時に、天皇は憲法の條規に依つて統治權を行使し給ふのであつて、立法權は帝國議會の協賛に依

憲法上の大權事項

り、司法權は裁判所に依つて之を行はしめ給ふことが憲法上の要件となつてゐる。随つて統治權の作用中には、これら憲法上の特設機關の手を通じて行はれるものと、天皇の親裁に依つて行はれるものとの別を生じ、後の場合に係るものを特に天皇の大權と稱へる。憲法上の大權行使に就いては國務大臣が輔弼の責に任じ、別に樞密院があつて御諮詢に應ずることとなつてゐる。

憲法上の大權事項 今憲法上の大權事項を擧ぐれば次の通りである。

- (1) 法律を裁可しその公布及び執行を命ずること。
- (2) 帝國議會を召集し、その開會閉會停會及び衆議院の解散を命ずること。
- (3) 法律に代るべき勅令を發すること。
- (4) 法律を執行するため、又は公共の安寧秩序を維持し、及び臣民

の幸福を増進するために必要な命令を發し、又は發せしむること。

(5) 行政各部の官制文武官の俸給を定め、及び文武官を任免すること。

(6) 陸海軍を統帥すること。

(7) 陸海軍の編制及び常備兵額を定むること。

(8) 戦を宣し和を講じ、及び諸般の條約を締結すること。

(9) 戒嚴を宣告すること。

(10) 爵位勳章及びその他の榮典を授與すること。

(11) 大赦特赦減刑及び復權を命ずること。

(12) 貴族院の組織を定めること。

(13) 財政上の緊急處分をなすこと。

(14) 憲法改正の發議をなすこと。

詔勅

詔勅 天皇がその御意思を發表せらるゝ様式には法律命令の外に詔勅がある。

詔勅とは勅旨を直接に表示したもので、その文書によるものに詔書と勅書とがあり、文書によらないものに勅語がある。

(一) 詔書とは皇室の大事を宣誥し又は大權の施行に關する勅旨を宣誥するための公式をいふ。例へば攝政設定の詔書衆議院解散の詔書等はこれである。

(二) 勅書とは文書に由り發せられる勅旨にして宣誥されないものゝ公式をいふ。例へば皇族の婚嫁を許可せらるゝ勅書の如きはこれである。

天皇が未成年(滿十八年御未滿)にいます場合、及び久しきに互る故障によつて大政を親裁し給ふことの出来ない場合には、特に攝政が設

けられ、天皇に代り天皇の名に於て統治權を行はせられる。但しこの場合に於ても、統治權の總攬者は天皇であり、攝政はただ天皇が事實上統治權を行使し得られないために、これを代行せられるに過ぎない。攝政たるべき方は皇族に限り、その資格及び順位は皇室典範に定められてゐる。

攝政

皇位繼承

皇位繼承 統治權の主體たる天皇の地位を皇位といふ。皇位は皇位繼承によつてのみ傳へられる。随つて皇位繼承は國家の存續にも影響すべき重大な事項であるから、憲法及び皇室典範にはこれに關する明白な規定が設けられてゐる。

(一) 皇位繼承の資格 皇位は祖宗の皇統であつて、男系の男子が之を繼承せられる。系統は實系に限り養子は認められず、又女子が皇位を繼承せられることはない。皇族と雖も一旦臣籍に降下された後は、皇位繼承の資格を喪失せられる。

(二) 皇位繼承の順序 皇位は父子の系統に依り直系の子孫に傳へられるを正則とし、(直系)直系子孫のましまさない時は傍系に依るのである。傍系に於ては親等近き者の系統を先にし、(近親)同等の系統内にあつては嫡出の系統は庶出の系統に先だち、(嫡系)嫡出又は庶出の系統内にあつては、長系は幼系に先

だつことと定められてゐる。(長系)

(三) 皇位繼承の原因 皇位の繼承は天皇の崩御によつてのみ生ずる。典範に「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と示されたのはこの意味に外ならない。即ち中古以來、歷代に其の例の多い讓位のことは全くこれを認められない。なほ踐祚は天皇崩御の事實と共に、皇室典範に依つて當然發生するものであつて、先帝崩御の瞬間は即ち皇嗣位に即かるるの瞬間であり、其の間に何等の行爲を要しないのである。

皇室典範

典範の法律的性格

皇室典範 皇室典範は帝國憲法と相並んで我が國家の根本法たるもので、明治二十二年憲法と同時に制定されたものである。その内容は専ら皇室に關する事項であつて、且國家組織の大本に關する法規を包含し、皇室内部の家法たると同時に、憲法と共に我

典範の條項

が國體法の基本たる性質を具へてゐる。
典範の條項は皇位繼承、踐祚、即位、成年、立后、立太子、攝政皇族など、十二章六十二條及び増補八條(明治四十二年四月)、再増補一條(大正七年十一月)より成る。典範の改正増補は憲法の改正と異つて、帝國議會の議を経ることを要せず、皇族會議及び樞密顧問に諮詢して、勅定し給ふこととなつてゐる。これは皇室法たる典範に國民が干渉し奉るべき筋合ではないからである。

皇室及び皇族

皇室及び皇族 天皇の御一家を皇室と申し、天皇の下に皇室を組成せらるゝ方を皇族と申すのである。皇族には太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王の方々がある。

皇族の特權

皇族はその尊貴天皇につき遙かに一般臣民の上にましますのであるから、一般臣民が有つことを得ない種々の特權を有せられる。

る。その主なものを挙げると次の如くである。

- (一) 皇位を繼承し、攝政に就任し、皇族會議及び貴族院の議員たるを得べき特權を有せられる。
- (二) 皇族は皇室典範及び皇室令など特別法の拘束を受けられるのみで、臣民の權利義務に關する一般國法の適用を受けられない。

- (三) 皇族は一定の敬稱を受け(天皇、太皇太后、皇太后、皇后は陛下、その他の皇族は殿下と申上げる)、毎年皇室經費中より定額の歳費を賜ひ、また裁判上にも一般臣民と異なる待遇を受けさせられる。

皇室と臣民

皇室と臣民 我が國は、古來家族制度を以て立國の根本としてゐるため、國家全體がいはいは一個の大家族を形造り、皇室と臣民とはあたかも宗家と支家のやうな關係に立つてゐる。随つて皇室は我が國家組織の樞軸、國家活動の中心として、國民幸福の増進に

努め給ひ、臣民はまたその耳目となり股肱となつて、皇運の隆昌に貢献し奉ることが、我が國家生活の根本原理となつてゐるのである。

これを國史の實績に徴して見ても、皇室と臣民との間には常に美はしい親和の情が溢れ、皇室は深い慈愛を以て臣民の上を軫念し給ひ、臣民はまた一身一家を捨て、皇室の繁榮に力を致し、上下相睦みて國運の發展に貢献して來たのである。かの醍醐天皇が民の疾苦を察して寒夜に御衣を脱がせられ、また後奈良天皇が經文を淨寫して惡疫の終熄を祈り給うたことなどは有名な話であるが、この種の事例は殆ど枚舉に遑がない程である。吾々臣民たる者はかゝる國家に生れたことを無上の光榮とし、益々皇室のために力を致して、鴻恩の萬分の一に酬い奉らんことを期せねばならぬ。

第三課 立憲政治

立憲政治
立憲政治の本義

立憲政治 政體に立憲政體と專制政體との別があることは既に述べた通りであるが、この區別に基づいて國の政治はまた立憲政治と專制政治とに分れる。專制政治とは主權者たる君主や少數の貴族達が、自己の意思に依つて一切の政治を行ひ、且各種の政務が單一の機關に依つて行はれるもので、昔は各國共に專制政治が布かれてゐた。專制政治はそれ自身必ずしも排斥すべきものではなく爲政者にその人を得れば立派な政治が行はれることもあるが、常に優秀な人物を得ることは困難であるから、稍もすると壓制の政治に陥る缺點がある。そこで各國民の政治的自覺が進歩するに従ひ、國家全般にも政治に參與する資格を認め、且統治の

作用を數個の機關に分掌せしめ、それによつて民意輿論に立脚した政治を行ひ、一部少數者の専斷壓制を防止するやうになつた。これが即ち立憲政治である。今立憲政治の特色とするところを次の三點に分つて説明する。

法治主義

(一) 法治主義 國民の身體・財産の自由と安全とを保障するため、法律によつて國民の權利義務を一定し、法律の根據に基づかないで濫りにこれを侵さないことをいふ。國民の權利義務は通常憲法によつて保障せられてゐる。

代議制度

(二) 代議制度 國民を政治に参加せしめるため、その代表者を以て議會を組織し、重要な立法行為に參與せしめることをいふ。立憲政治が民意に基づく政治であるための要件であり、通常立憲政治を代議政治と呼ぶのもこの理由に基づいてゐる。

三權分立

(三) 三權分立 統治權の作用を立法司法行政の三權に分ち、各獨

我が國立憲政治の沿革

立の機關をしてこれを分掌せしめ、相互の牽制によつて權力の濫用を防ぎ、政治の公正を保つことをいふ。通常立法權は議會、行政權は政府、司法權は裁判所を通じて行はれる。以上は立憲政治の特色であり、またその根柢であつて、これらの要素は國家の根本法たる憲法によつて確保せられ、主權者と雖もその條項に規つて統治權を行使するのである。故に立憲政治はまた憲法に規つて行はれる政治であるといふことが出来る。我が國の立憲政治は、その淵源するところ頗る古く、既に建國の當初から、政治は君民同治の理想によつて行はれて來た。然るに明治維新後、歐米の文物を輸入すると共に、新に西洋立憲政治の形式を採用することとなり、明治二十二年帝國憲法が發布され、翌二十三年帝國議會が開設されるに及び、名實共に立憲政治の完成を見たのである。

立憲政治と國民

立憲政治は最も進歩した政治の方式であり、吾々の國家生活を秩序だてる最善の制度である。然しこの制度を眞に活用し得るか否かは、一に國民の政治的道德と知見の優劣に係るのであることを忘れてはならぬ。されば我が國立憲政治の興廢を双肩に擔ふべき使命を負へる我等青年としては、立憲治下の國民たるべき知徳を修め、これを運用するに足るだけの素質を養ふことが何よりも大切である。

帝國憲法

憲法の意義

帝國憲法 立憲政治が憲法に基づいて行はれる政治であることは既に述べた通りである。憲法は國家統治權の所在と、その發動の形式とを定めた根本法であつて、即ち國體及び政體はこれによつて明示せられ、國民の權利義務も亦これによつて保障せられるのである。

憲法はまた國家最高の法である。總べての法律や命令は憲法

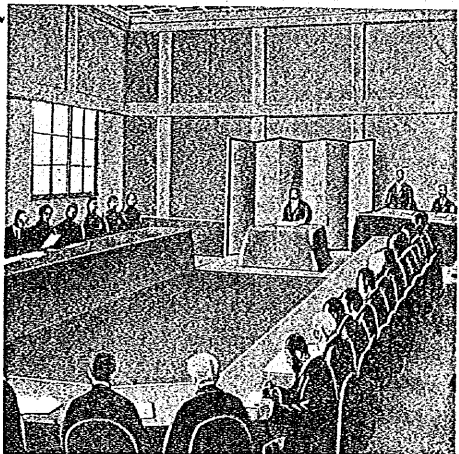
にその根據を置き、これに抵觸しない範圍に於てのみその效力を認められる。

憲法の種別

憲法の種別 憲法はその法としての實質に基づいて、不文憲法と成文憲法とに分れる。不文憲法とは古來の國家的慣習がそのまゝ憲法としての效力を認められてゐるもので、英國の憲法はその著しい實例である。成文憲法とは法典の形式によつて明示されたもので、一般立憲國の憲法はこれに屬する。また憲法はその制定の由來によつて、民定憲法・欽定憲法・協定憲法の三種に分れる。民定憲法とは國民の代表者が國民の全般的意思に聽いて制定されたもので、北米合衆國の憲法はこれに屬する。欽定憲法とは君主の意思によつて制定されたもので、我が帝國憲法はその典型的なものである。協定憲法とは君主と國民との合意によつて制定されたもので、白耳義の憲法の如きはその實例である。

帝國憲法の沿革

我が大日本帝國憲法は明治天皇が、國家の隆昌と臣民の慶福を希ひ給ふ御慮に基づいて、欽定された成文憲法である。今簡単にその制定の沿革を述べると、明治元年三月十四日、天皇は五箇條の



(神宮繪繪館壁掛) 憲法制定議會

御誓文を公にし給ひ、其の一に於て、「廣く會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」との國是を定め、立憲政治の大方針を宣揚し給うた。これは聖德太子が十七條憲法の中に、「大事ハ獨斷スヘカラス、必ス衆ト與ニ論スヘシ」と仰せられたのと同じの御精神に基づくもので、その由來する所は頗る遠いのである。かくて明治八年には元老院を設けて立法の事に參與せしめられると共に、大審院を置いて最高の裁判權を掌らしめ、更に十二年には府縣會を開き、遂に十四年十月に至り、明治二

帝國憲法の長所

十三年を期して國會を開設すべき詔勅を下し給うた。かくて翌十五年には伊藤博文が海外に特派せられ各國の立憲制度を視察して歸朝するや、宮中に制度取調局を置いて憲法の起草を命ぜられた。その結果遂に明治二十三年に至つて帝國憲法が發布せられ、翌二十三年には第一回帝國議會が召集され、ここに我が國立憲政治は名實共に確立されたのである。

かやうに帝國憲法は明治天皇の聖旨に基づいて欽定せられ、萬民歡呼の裡にめでたく發布されたもので、前にも述べた様に歐米諸國の憲法とは根本的にその精神を異にしてゐる。憲法發布の勅語中に「朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ」と仰せられたのは、實に帝國憲法の比類ない特質を物語るもので、國民が世界に向つて衷心誇とすべき點である。

帝國憲法の内容

帝國憲法は七章七十六條から成り、第一章天皇第二章臣民權利

帝國憲法の改正

義務第三章帝國議會第四章國務大臣及び樞密顧問第五章司法第六章會計第七章補則に分つて規定せられてゐる。なほ皇位繼承攝政等の如く、實質的には憲法的法規に屬する事項で、皇室典範に規定されてゐるものゝあることは既に説明した通りである。

憲法は容易にこれを改廢すべきものではなく、特に其の國體に關する條規は萬世不易である。然し其他の個條は、時の事情に従ひ改正の必要ある場合も豫想せられるので、その改正に關する規定をも補則として定められてゐる。その手續は特に慎重な方法に依る。即ち其の議案の提出は勅命に依ること、憲法改正の議案に對しては兩議院各其の總員三分の二以上出席するを要すること、出席議員三分の二以上の同意を得るに非ざれば、改正の議決を爲すことを得ざること等である。

臣民の權利義務

臣民の權利義務 立憲政治は法治主義をその重要な原則とす

自由權

る。随つて憲法に依つて國民の權利義務は完全に保障せられるのである。我が帝國憲法にはその第二章に於て、臣民の權利義務に關する規定が設けられ、各種自由の保障、請求、請願及び參政に關する權利等が認められてゐる。

(一) 自由に關する保障

- (1) 居住及び移轉の自由 臣民は法律の範圍内に於て居住及び移轉の自由を有する。
- (2) 生命及び身體の自由 臣民は法律に依るの外、逮捕、監禁、審問、處罰を受けることはない。
- (3) 住所安全の自由 臣民は法律に規定ある場合の外、その許諾なくして住所に侵入され搜索されることはない。
- (4) 信書秘密の自由 臣民は法律に定めある場合を除く外、その信書の秘密を侵されることはない。

請求及請願權

- (5) 所有權保有の自由 臣民は法律により公益のために必要な處分を受ける場合の外、その所有權を侵されない。
- (6) 信教の自由 臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かない限りに於て、信教の自由を有する。
- (7) 意思發表及び集會結社の自由 臣民は法律の範圍内に於て、言論・著作・印行・集會・結社の自由を有する。
- (二) 請求又は請願に關する權利 請求權とは國法の定むる所に從ひ、國家に對して一定の行爲を請求する權利をいひ、これに次の二種がある。
- (1) 裁判請求權 臣民は法律の定めた裁判官の裁判を受ける權利を有する。
- (2) 請願權 臣民は相當の敬禮を守り、別に定められた規程(議院法等請願)に從つて請願をなすことが出来る。

參政權

兵役義務・納稅義務

- (三) 參政の權利 參政權とは國法の定める所に依り、國家の機關として公務に參與し得る權利をいひ、選舉權をその主要なものとするが、なほ次の如くこれを分つことが出来る。
- (1) 文武官及びその他の公務に就くの權 臣民は法律命令の定める資格に應じ、均く文武官に任ぜられ、またその他の公務に就くことが出来る。
- (2) 議員選舉權及び被選舉權 臣民は法律命令の定める所に從つて、各種の議員を選舉し、及びこれを選舉せられる權利を有する。
- 憲法はまた臣民の義務として、兵役と納稅の二大義務を明示してゐる。前者はいふまでもなく國家の獨立安寧を維持するため、後者はまた國家がその存立を完くし、臣民の幸福を増進するため必要缺くことの出来ないものであり、それぞれ法律の定める所

權利義務の本質

に従つて國民に義務の負擔を命ずるのである。

權利と義務とは相關的のものであつて、權利あるものは同時に其の權利を正當に行ふの義務があり、又義務あるものは同時に其の義務を果すの權利ありといふことが出来る。例へば選舉權の如きは公法上の權利であつて同時に義務でもある。兵役も健全なる男子の義務であつて同時に權利であると解釋せられる。

然して憲法はただ國民の義務として、その最も主要なものを舉げたに過ぎないのであつて、國民の義務は兵役と納税の二に盡きるものではない。其他の義務は憲法に基づいて定められた法律命令に依つて課せられるのである。國民は常に法規の示す所に依り、忠實從順にその義務を果すことを心がけねばならない。

第四課 帝國議會

帝國議會

帝國議會 立憲政治は民意を重んずる政治であり、その方法として議會制度を設け、國民をして政治に參與せしめることを特色とする。帝國議會は一にこの精神に基づいて設けられたものであつて、民意を代表して國の立法に參與し、兼ねて豫算の協賛その他間接に行政を監視する等の任務を有してゐる。

二院制度

帝國議會は貴族院と衆議院との兩院から成立つてゐる。随つて兩院の議決が一致して初めて帝國議會の議決が成立する。これを議會の二院制度といふ。二院制度は一院制度に比して次のやうな長所を具へてゐる。

(一) 兩院各別に議案を審議する結果、議會の議決を慎重ならしめ

る効果がある。

- (二) 兩院互に相掣肘して他院の專横や輕率を抑へるに便である。
- (三) 一院と政府との間に衝突を生じた場合、他の一院がその間を調停し、國務の圓滑な進行を圖るに有效である。

貴族院は貴族院令の定める所により、皇族華族及び勅任せられた議員を以て組織せられる。即ち、(一) 皇族議員(皇族男子の成年に達せし終身) (二) 公侯爵議員(滿三十歳に達した公侯爵身は終身) (三) 伯子男爵議員(滿三十歳に達した伯子男爵身は終身) (四) 勅選議員(國家に勳功あり又は學識ある滿三十歳で同爵中から一定數を限つて選舉された者、任期七年) (五) 帝國學士院會員議員(滿三十歳以上の男子で帝國學士院會員の身は終身) (六) 多額納稅者議員(北海道各府縣に於て土地或は商工業に就き多額の直接國稅を納めたる者、任期七年) 等から成立つてゐる。議員の總數は一定して居らない。

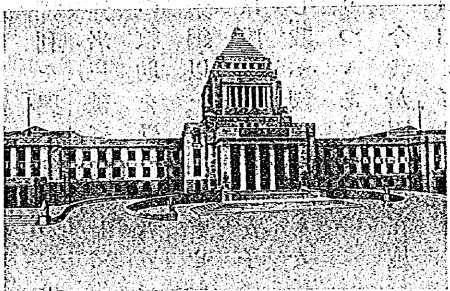
衆議院は選舉法の定める所に依り公選せられた議員を以て組織することゝ定められてゐる。然して選舉法の規定する選舉及

貴族院の組織

衆議院の組織

議員の選舉

普通選舉



帝國議會會議堂

び被選舉の要件としては、帝國臣民たる男子であつて年齢二十五年以上の者は選舉權を有し、同じく年齢三十年以上の者は被選舉權を有することを原則としてゐる。議員の定數は四百六十六人である。

議員の選舉 衆議院議員の選舉には、制限選舉と普通選舉との二方法がある。制限選舉とは納稅の多寡教育の程度等を標準として、選舉權に一定の制限を設ける制度をいひ、普通選舉とは特別の事由ある者の外は、原則として一般國民に選舉權を認める制度をいふ。我が國では大正十四年以來、普通選舉法が實施されるやうになり、有權者數は千四百萬人を數へてゐる。

普通選舉の本旨とするところは、財産上の制限を撤廢して、無產者にも選舉權を附與する點にあつて、總べての國民に平等にその權利を與へるものではない。随つて、(一)年少者、(二)禁治產者、(三)破產者にして復權しない者、(四)貧困により生活のため公私の救助を受ける者、(五)一定の住居を有しない者、(六)六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたもの等は、選舉權を認められない。なほ歐洲大戰後は、女子にも選舉權を與へることが漸次各國に普及し、我が國に於ても、女子の參政權を認めようとする意見が盛となりつゝある。

今我が國に現在施行されてゐる選舉制度の概要を述べれば、次の如くである。

(一)選舉の手續

①選舉人名簿 市町村長は毎年九月十五日の現在に依り、その日迄引續き一年以

現行選舉制度

上その市町村内に住居を有する者の選舉資格を調査し、一定期間(十一月一日よ)市役所町村役場に於て一般の縦覧に供する。これを選舉人名簿といふ。

②選舉區 議員を選出する單位となるべき地域を選舉區といふ。これに大選舉區制、中選舉區制、小選舉區制があり、我が現行法は中選舉區制に依り、一選舉區に配當すべき議員數は人口約半二萬に對し一名を配し、各選舉區の配當議員數は三名乃至五名である。

③投票 選舉の方法は單記無記名の投票に依つて行はれる。即ち選舉人は選舉の當日自ら投票所に到り、選舉人名簿と對照して投票用紙の交付を受け、自ら議員候補者一人の氏名を記して投函するのである。

④當選人の決定 當選人を定めるについては比較多數制度を採り、法定の得票數ある者の中から、有效投票の最多數を得た者を以て當選人とする。得票數同數の場合は第一に年齢順、第二に抽籤順によつて之を定める。

(二)選舉の取締

①届出と供託 議員候補者の届出には、自薦届出と推薦届出の二つの場合がある。何れも法定期間内に選舉長に届出することを要し、且保證金として二千圓又は之に相當する額面の國債證書を供託することを要する。

選舉と國民

② 選舉費用 選舉運動の費用は議員候補者一人につき選舉區内の議員の定數を以て選舉人名簿に記載せられた者の總數を除して得た數を四十錢に乘じた額を超過することは出來ぬ。これは選舉に關する犯罪を未然に防ぎ、選舉費の濫費を防止せんとする爲の規定である。

③ 選舉事務所 選舉事務所は議員一人につき七箇所を超えるを得ないものとし、且選舉の當日に限り、投票所を設けた場所の入口より三町以内の區域にこれを置くことを得ないこと又休憩所又は之に類似する設備は選舉運動のために設けることを得ないことになつてゐる。

④ 選舉運動の方法 選舉運動の方法は言論文書に依るを原則とし、個別運動は之を禁止してゐる。即ち選舉運動のため無料郵便の差出公立學校の設備の利用を認めると共に戸別訪問及び對話的行爲に依る選舉運動を禁止して、選舉の公正を期してゐる。又内務大臣は選舉運動のために頒布し又は揭示する文書圖畫に關し命令を以て制限を加へることが出来る。

かやうにして選出された議員は、國民の代表として衆議院を組織し、重要な國務に參與するのである。故に通例之を代議士とい

議會の作用

ふ。全國民に代つて其の意志を國家に致す意味である。言ひ換へれば議員の選舉は、國民が參政權を行使する主要な機會であり、立憲政治が本來の機能を發揮する重要な方法であつて、國民は議員の選舉を通じてのみ、國家の政治に参加することが出来るのである。立憲政治が代議政治と呼ばれる理由もこゝに存する。随つて若し國民が選舉權を輕視し、これを拋棄したり、濫用したりするやうなことがあれば、議會を通じて眞正の民意を反映せしめることは不可能となり、立憲政治は所謂衆愚政治に墮落して、その弊害測り知るべからざるものがある。故に國民は深く議員選舉の本旨を辨へ、自ら國家生活の改善と進展とを圖るの念を以て、その貴重な權利の行使に當ることが大切である。

議會の作用 帝國議會は常置の機關ではなく、隨つてその作用の終始については特別の手續が必要である。この手續は天皇の

大權に基づいて行はれる

- (一)召集 召集とは議會の作用を開始せしめるため議員に對して一定の期日に特定の場所に集合を命ずることをいふ。然して議會には毎年召集される通常會と臨時の必要に基づいて召集される臨時會とがある。但し衆議院が解散を命ぜられた時は、解散の日より五箇月以内に議會を召集する。
- (二)開會 開會とは議會に議事の能力を與へる手續であつて即ち召集された議員の院内に於ける部屬が決定し議長副議長が勅任せられて議會が成立した後、これに活動力を附與することをいふのである。通常會の會期は三箇月を原則とし臨時會の會期はその都度勅命によつて決定される。
- (三)閉會 閉會とは會期の終了により議會の議事能力を失はせる手續である。然して閉會は會期を終るものであるからまだ兩院の議決を経ない一切の議案建議案等は次期の議會には繼續せられることはない。
- (四)停會・休會 停會とは會期中に議會の議事能力を停止する手續であつて十五日以内の一定期間を定め兩院同時に之を命ぜられる。停會は通例議會と政府の意見が衝突した場合等に議會の反省を促すために行はれる。休會は各議院の議決によつて議事を休止するものでその期間には特別の制限はない。また衆議院解散

の場合に於ては貴族院は必ず停會を命ぜられる。この場合の停會は閉會と同一の效力を生ずる。

- (五)解散 解散とは衆議院議員の任期満了前に、全議員の資格を喪失せしめることをいひ衆議院の意見が眞に國民の輿論を代表せるか否かが疑はしい場合に於て輿論の判斷に訴へるために行はれ隨つて政府と衆議院とその所見を異にした場合に於て行はれることを通常とするが貴族院が政府に反對した場合に於て民意を徵する趣旨から行はれることもある。貴族院に解散のないのはそれが國民の公選に依るものでないからである。

議事の審議

議事を開くためには、各議院共三分の一以上の議員が出席することを必要とし、議決は出席議員の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。なほ議院の會議は議事の公正を保つために公開し、一般國民は規定の手續に依り傍聽することを許されてゐる。

帝國議會の權限

帝國議會の權限は實質的權限と形式的權限の二に分つて考へ

(一) 實質的權限

ることが出来る。實質的權限とは國務の實質の上にその效力を及ぼすもので立法に參與する權限と、財政に參與する權限とをその主たるものとし、議會の作用中最も重要なものである。實質的權限は兩院の議決が合致して初めてその效力を生じる。

(一) 立法に關する權限 三權分立の精神に規る議會の最も基本的な權限であつて、次の數項に分れる。

(1) 法律案に協賛すること。協賛とは未だ國法上の效力を生じない議案に對する事前の同意をいふ。總べて法律案は議會の協賛を経ることを必要とする。各議院は政府の提出する法律案に協賛を與ふるの外、また自ら法律案を提出することが出来る。

(2) 緊急勅令に承諾を與へること。承諾とは既に國法上の效力を有する勅令に對し、事後に於て同意を與へることをいふ。

ふ。

(3) 憲法改正案に協賛すること。此の場合の協賛は、發案に對して可否を表するの外、是を修正する權を有たない。

(二) 財政に關する權限 議會が政府の施政を監査する作用として重要な意義を有する權限である。

(1) 豫算案に協賛すること。政府提出の豫算案に對し、可否又は修正の議決をなすことで、議會がこれを議定せず、又は豫算不成立に終つた時は、政府は前年度の豫算を施行する。

(2) 國債を起し、又は豫算外に於て國庫の負擔となるべき契約をなすについて協賛すること。

(3) 豫算の款項に超過し、又は豫算外の支出をなしたる場合に、その支出の諾否を決すること。

(4) 財政上の緊急處分について諾否を決すること。

(二) 形式的権限

(5) 歳出歳入の決算を審査すること。
つぎに議會の形式的権限とは、國務の内容には直接の影響を及ぼさず、ただ形式的又は間接的效果を生ずるに止まるもので、各議院單獨に行使することの出来る権限をいふ。その大要は次の如くである。

- (一) 上奏の權 上奏とは、議院の意思を天皇に對し奉りて表示することを含む。國務大臣彈劾の上奏の如きは、その例である。
- (二) 建議の權 建議とは、議院が法律又はその他の事件につき、その議決を政府に送致することをいふ。
- (三) 質問の權 議員は國務大臣の責任に屬する事項につき、質問趣意書に依り、又は議場に於ける發言に依り、政府の答辯を要求することが出来る。
- (四) 請願受理の權 各院は人民の提出する請願書を受理すること

政黨

立憲政治と政黨

政黨の利弊

とが出来る。

政黨 立憲政治は輿論を基礎とする政治であるが、國民の政治に對する主義見解は必ずしも一樣ではない。そこで國民中政見政策を同じうする者が集つて團體を組織し、議會を通じてその實現を圖るやうになる。これが即ち政黨である。かくて議會に多數を占める政黨の首領が、大命を奉じて内閣を組織することになれば、衆議院に於ける自黨の多數議員を率ゐて、其の主義政策の實現に努めるのは必然の結果である。これを政黨政治又は議會政治と呼び、我が國では大正の末年頃から漸く政黨政治が行はれるやうになつた。

かやうに政黨政治は立憲政治の本質に基づく常道とも見られるのであるが、要は國家の爲に至誠事に當るか否かと、國民の政黨に對する信頼の岐路である。從來稍もすれば黨派の利害や感情

政黨と國民

に驅られ、黨勢の擴張にのみ汲々として、眼中國家なく國民なきが如き傾向が少なくなかつた。近來所謂政界淨化の聲高く、政黨員は勿論國民一般も亦漸く之を自覺するに至つたことは、甚だ喜ばしいことと思ふ。何れにしても議會制度の下に於て、政黨政治を無視することは不可能であるから、歸する所は國民一般が深く政黨政治の本義を辨へ、眞に民意を代表するに適^あはしい政黨を作り上げることに努力するの外はない。

第五課 國務大臣・樞密顧問

國務大臣

國務大臣 立法及び司法に關する作用を除き、一般の國務は天皇が直裁し給ふところであつて、これを天皇の大權と稱すること、は既に述べた通りである。(第十二頁參照) この大權事項に關しては、國務

國務大臣の地位

大臣が之を輔弼することになつてゐる。

憲法には、國務大臣は天皇を輔弼しその責に任ずると共に、總べて法律勅令其の他國務に關する詔勅は、國務大臣の副署を要することと定められてゐる。輔弼とは天皇の國務上の大權行使に付き意見を奉り、又は御下問に奉答してその御採擇を乞ふことを意味する。随つて若し大政にして過誤ある場合は、國務大臣の輔弼その宜しきを得ない結果として、大臣は當然その責任を負ふべきもので、君命に藉口してその責任を免るゝを得ないのである。また副署とは御名に副へて署名することをいひ、大權の行使が國務大臣の輔弼に依つて行はれたことを公證する形式である。

國務大臣は同時に内閣總理大臣または各省大臣として、行政各部の事務を統轄することを通常とする。然しまた内閣官制は時として各省大臣の外、特旨に依つて國務大臣たるべき者のある場

國務大臣の組織

合をも定めてゐる。無省大臣(無任所大臣ともいふ)とは即ちこれである。國務大臣の地位権限と各省大臣の地位権限とはこれを明らかに區別すべきもので、前者は大権の行使を輔弼する憲法上の機關であるが、後者は行政各部の長官として、主任の事務を掌理する行政上の機關である。

國務大臣の責任は自己の行爲に對する責任である。即ちその輔弼行爲について責任を負ふべきものであつて、天皇は神聖不可侵の地位にいまし、如何なる行爲についても責任を帶ばせらるべきものでないから、天皇に代つてその責を負ふものであると解してはならないのである。

内閣 國務大臣を以て組織する合議制の機關を内閣といふ。即ち國務大臣が内治外交・軍備・財政等、重要な國務について合議を経それに依つて天皇の大權行使を輔弼するのである。随つて大

國務大臣の責任

内閣

閣議事項

臣の責任といふ點について考へれば内閣の議決は全員一致の意見に依るべく、若し重要問題について閣員の意見が一致しない時は内閣は結局互解するの外はないのである。

國務大臣は一方には天皇の大權を輔弼する任務を有し、他方には各省大臣として各、主管の事務を有するものであるから、閣議に附せらるべき事項もこの双方の職務を包含する。法律案及び豫算決算案、條約及び重要な國際條件官制又は規則及び法律施行に係る勅令、勅任官及び地方長官の任命及び進退等の如きは前者に屬し、諸省間の主管權限爭議の裁決各省の主任事務中重要なものの合議等は後者に屬する。

樞密顧問 樞密顧問は天皇の諮詢に應へ、重要な國務を審議する憲法上の機關である。

樞密顧問は國務大臣の如く、自ら進んで天皇を輔弼し奉るもの

樞密顧問の地位

樞密顧問

ではなく、天皇の諮詢に依り合議體として意見を奉答するものであつて、且一般の施政に就いては關與することはない。

樞密顧問の權限に屬する諮詢事項については、樞密院官制にこれを示してゐる。即ち憲法及び憲法附屬の法律命令に關する草案及び疑義、戒嚴の宣告、外國との條約の締結、皇室典範に於てその權限に屬せしめたる事項等は、その主なるものである。

樞密院は議長一人、副議長一人及び顧問官二十四名を以て組織する。議長、副議長及び顧問官は、年齢四十歳以上にして元勳練達の人より親任せられるのである。國務大臣はその職權上顧問官たる地位を有し、議席に列し表決權を有する。また成年に達せられた各親王は會議に班列する權を有し給ふのである。

その他の輔弼機關 宮内大臣及び内大臣は、名は大臣であるが國務大臣とはその性質を異にする。即ち宮内大臣は宮中一切の事務につき輔弼の事に任ずるので、國

樞密院の組織

務には關係なく、内大臣も亦宮内官で國の官吏ではないが國務に關して常侍輔弼の任に當り御璽國璽を尙藏し、人民より天皇に奉呈する請願書を審決することを職分とする。

第六課 行政官廳

行政官廳
行政の意義

行政官廳 統治權の作用中、立法司法及び憲法上の大權事項を除いた殘餘の政務を行政といふ。即ち帝國議會裁判所及び天皇の親裁し給ふ政務を除いた一切の政務を總稱するもので、その範圍は甚だ廣い。

國家の行政組織を大別すれば、官治行政と自治行政の二系統に分れる。官治行政とは、國家が設けた機關に依つて行ふ行政をいひ、自治行政とは、國家内の團體に人格を認め、その團體をして行はしめる行政をいふのである。

行政官廳の意義

官治行政を行ふ機關を行政官廳といふ。行政官廳は天皇に隸屬し、その委任の範圍内に於て國家の意思を決定し、事務を處理し得る機關である。法律又は命令に依つて委任せられた政務の範圍は即ち其の行政官廳の權限であつて、之を職權といふ。例へば文部大臣は行政官廳であつて、教育・學藝・宗教に關する國家の意思を決定し、事務を處理することを其の權限とする。

行政官廳と補助機關

行政官廳には各省・大臣・府縣知事の如く、一個人に依つて國家意思が決定されるものと、行政裁判所の如く、數人の合議に依つて決定されるものとの別がある。前者を獨任制の行政官廳、後者を合議制の行政官廳といふ。隨つて、例へば文部省に於ける次官局長以下多くの官吏は、文部大臣の補助機關であつて行政官廳ではなく、文部大臣のみが行政官廳である。

行政官廳の種類

行政官廳の種類 獨任制官廳と合議制官廳との區別は行政官

中央行政官廳

内閣

内閣總理大臣

廳を組織の上から見ての分類であるが、行政官廳は更にその管轄區域の上から見て、中央官廳・地方官廳・拓務官廳に區別することが出来る。

(一) 中央行政官廳 中央行政官廳とは最高の行政官廳であつて、その管轄が全國に及び、且地方行政官廳を監督する權限を有するものをいふ。左の五種の官廳がそれである。

1 内閣 は國務大臣が天皇を輔弼する合議の府であるが、一面に於ては合議制行政官廳としての職權を有する。例へば諸省間の主管權限に關する爭議の裁決、各省主管事務中重要な事項の合議等がそれである。

2 内閣總理大臣 は國務大臣として内閣の首班たる職責を有する外、一面に於ては獨任制行政官廳としての權限を有する。例へば資源・恩給・統計・印刷等に關する事務はその主管に屬し、こ

これらの主管事務に關して閣令を發する權限を有する。

内閣總理大臣の補助機關 としては内閣書記官長書記官秘書官等がある。
また内閣總理大臣に附屬する機關として、賞勳局總裁法制局長官高等試験委員文
政審議會等がある。

各省大臣

3 各省大臣 も亦一面に於ては國務大臣として、天皇を輔弼する憲法上の機關であるが、一面に於ては獨任制の行政官廳として、各行政事務の一部を擔任し、その主管事務につき地方行政官廳を指揮監督し、また省令を發する權限ある官制上の機關である。現行の官制に依ると國の行政は内閣及び内閣總理大臣の權限に屬するもの、外務・内務・陸軍・海軍・司法・文部・農林・商工・逓信・鐵道・拓務の十二省に分擔せしめ、各省大臣をその長官とし、これに政務次官・次官・參與官・局長・秘書官・書記官・事務官屬等の補助機關が屬する。

行政裁判所

4 行政裁判所 は長官及び評定官を以て組織する合議制の行政官廳である。違法の行政處分により權利を侵害せられたりとする者が、法律勅令の定むる所に依つて出訴した事件を審判するもので、行政訴訟に關する最高の決定機關である。

會計検査院

5 會計検査院 は會計検査官を以て組織する合議制の行政官廳であつて、官金の收支・官有物及び國債に關する計算を検査確定して、會計を監督する職權を有するものである。會計検査院は行政裁判所と共に憲法上の行政機關であつて、國務大臣に對し特立の地位を有する。

地方行政官廳

(二) 地方行政官廳 地方行政官廳とはその管轄が局部的地域に限られ、且中央官廳の指揮監督の下に地方的行政事務を擔當するものをいふ。これに又普通地方官廳と特別地方官廳との區別がある。特別地方官廳とは特殊の行政事務を管理する官廳であつ

て、例へば税務に關する税務監督局長、税務署長、鑛業に關する鑛山監督局長、遞信事務に關する遞信局長等がそれである。普通地方官廳は一般に地方行政事務を管理する官廳であつて、次に列擧するのがそれである。

府縣知事

1 府縣知事 は主として内務大臣の指揮監督を受け、各省の主管事務については各省大臣の指揮監督を受け、府縣内に於ける一般行政事務を管掌する獨任制の行政官廳であつて、府縣令を發し、所部の官吏、下級地方官廳（支廳長、警署長）及び市町村長を指揮監督する職權を有する。府縣知事の補助機關としては書記官、地方事務官、地方視學官、地方小作官、地方警視、地方技師、視學、屬警部、技手等があり、内務部警察部（東京府には警察部を置かない）學務部の三部（土木置く府縣）に分れて一般行政事務を行ひ、書記官がその部長に任ぜられる。

北海道廳長官

2 北海道廳長官 は大體に於て府縣知事と其の地位權限を同じうするが、拓地植民の事務を行ふ關係上、内務警察學務の三部の外に、土木部、拓殖部を置いてこれを管掌し、廳令を發する權限を有する。

警視總監

3 警視總監 は東京府下の警察、消防衛生に關する事務を管掌する行政官廳で、所部の官吏及びその主管事務について、管内下級官廳及び市町村長を指揮監督し、また警視廳令を發する權限を有する。

拓務行政官廳

(三) 拓務行政官廳 拓務行政官廳は新領土の一般行政を管掌するもので、内地の行政官廳とは別個の組織の下に立つものである。即ち内地に於ては行政事務を各省に分配し、各省大臣は各、その主管事務につき、地方官廳を指揮監督する權限を有するが、新領土の行政は殆ど一括して之を植民地官廳に委任し、拓務大臣がその監

朝鮮總督

督の任に當つてゐる。

1 朝鮮總督 は新領土官廳中最も地位權限の重いもので、天皇に直隸し、朝鮮に於ける一切の政務を統理し、勅裁を要する事項については内閣總理大臣を経て上奏し、法律に代るべき效力ある制・令を發し、また總督・府・令を發する權限を有する。その補助機關としては政務總監・局長・部長等があり、下級地方官廳としては各道^(十三)に知事を置き、其の下に府尹・郡守・島司・面長等を置いて行政事務を分擔せしめてゐる。

臺灣總督

2 臺灣總督 は拓務大臣の監督の下に立ち、臺灣に於ける一切の政務を統理し、律・令^(朝鮮に於ける制・令に相當する)及び總督・府・令を發する權限を有する。補助機關としては總務長官・局長等があり、下級地方官廳としては各州^(五)に知事^(其の下に市尹・郡守を置く)、各廳^(三)に廳長を置いて地方行政事務を分擔せしめてゐる。

樺太廳長官

3 樺太廳長官 は拓務大臣の指揮監督を受け、内地の地方長官よりも稍廣い權限を認められ、部内の行政を管掌し、廳令^(内地令省令に代るべき命令で朝鮮・臺灣の總督府令に相當する)を發する。下級の地方官廳としては支廳に支廳長がある。

關東廳長官

4 關東廳長官 は拓務大臣の監督を受けて、關東州の行政を統理し、併せて南滿洲鐵道株式會社の業務を監督する。主管事務に關しては廳令發布の權を有する。

南洋廳長官

5 南洋廳長官 も拓務大臣の指揮監督の下に委任統治地域たる南洋群島の行政を管理するもので、廳令を發する權限を有する。

官吏

官吏 總べて官廳を構成し、またはその補助機關の地位にあつて、國家事務を擔任すべき義務を負うてゐる者を官吏といふ。官吏の任命は天皇の大權に基づくものであるが、任命については特

定の官吏の外は、法律命令の定めるところに従つて、一定の資格を必要とし、且本人に受諾の意思あることを要する。

官吏の種類 官吏には文官武官の別があり、文官にはまた行政官司法官等の別があるが、官吏任免の形式の上から見れば、高等官判任官に分けることが出来る。高等官とは天皇が親ら任命し給ふ官吏をいひ、判任官とは行政官廳に委任して任免せられる官吏をいふ。高等官は更に任用の形式に依つて勅任官と奉任官とに區別される。

勅任官 親任官勅任官中特に親任式を以て叙任するもの

判任官 高等官一等二等の二級に分つ

官吏

奏任官 同三等から九等までに分つ

判任官 二等から四等に分つ

官吏の意義

官吏は國家に對して特別の關係に立つものであるから、一般臣民の負はない特別の義務を負擔する。即ち、(一)天皇及び政府に對しては忠實にその職務を果し、(二)本屬長官の命令は柔順に

官吏の權利

遵守し、(三)職務上は勿論私生活に於ても官吏たるの品位を辱めず、(四)官の機密を漏洩しない、こと等は、その主なものである。

同時に官吏はまた國家から特別の權利を與へられてゐる。即ち、(一)その生活を維持するために俸給を受け、(二)退官後は一定の條件の下に恩給を給せられ、(三)官吏としての地位の保障を受け、(四)一定の禮服制服を着し、官名職名を稱する權利等は、その主なものである。

第七課 國 法

國 法

國法 人はそれぞれ利害や感情を異にするものであるから、若し總べての人が勝手氣儘な行動を取るならば、社會的共同生活は

國法の本質

到底これを維持するに由がない。そこで社會生活の安寧と福祉とを圖るためには、そこに或一定の規律を設け、各人の行爲をこれに規らしめることが必要である。これを社會生活の規範といひ、道德や習慣や風俗などがこれに相當する。就中國家は最も複雑廣汎な社會であるから、特に精密で有力な規範が必要である。國法とは即ち國家がこの必要に基づいて定めた規範に外ならない。國法が他の社會規範と異なる所以は、それが國家の統治權に基づいて制定され、國家の權力に依つて強制せられるところにある。國家が國民に對して一定の權利を認め、且一定の義務を命ずるのは、單にその行爲の準則を定めたものではなく、國權に依つて其の規程が維持され、又強制されるのである。随つて國民が國法の命ずる所に従つて、從順にその義務を盡すならば、國家の認定する權利を保障されて、その利益を享受することが出来るが、國法を無視

國法の種類

してその義務に違反するならば、その權利を奪はれ、刑罰を課せられるのである。これは國家が社會の安寧と秩序を維持し、社會生活の福祉を増進するための必要に基づくのであつて、國家が人類の生活に對して營むところの、最も崇高で且重要な使命に外ならない。

國法の種類 法は種々の標準によつて分類せられる。その主なるものを挙げると次の如くである。

(一) 成文法と不文法 法の成立する事情の差異に基づく區別で、成文法とは文書の形式によつて制定されたものをいひ、不文法とは社會の慣習、國民の信念がそのまゝ、法としての效力を認められてゐるものをいふ。

(二) 公法と私法 法律關係の主體を標準とする區別で、公法とは國家と國民との關係を規定するものをいひ、(憲法、行政法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等)

私法とは國民相互の關係を規定するものをいふ。(民法商法等)

(三) 普通法と特別法 法の適用範圍に基づく區別で、普通法とは總べての人と場所と事件とに通じて適用されるものをいひ、特別法とは特殊の人と場所と事件についてのみに適用せられるものをいふ。(刑法と陸海軍刑法關令と總管府令民法と商法等)

(四) 國際法と國內法 國家を標準とする法の適用範圍に基づく區別で、國際法とは國家相互間の關係を規定したものをいひ、(國際聯盟規約不戰條約萬國郵便聯合條約等) 國內法とは國家の内部關係を規定したものをいふ。

以上の外なほ法を其の制定の形式に依つて分類すれば憲法、皇室典範の外に法律、命令、條例、規則等の別がある。

(一) 法律 は帝國議會の協賛を経、天皇の裁可を以て制定せられる國法である。裁可とは天皇が法律案を嘉納し給ふ行爲で

法
律

命
令

あつて議會の協賛を経た法律案に對し、天皇の裁可を得て公布し、茲に始めて法律としての効力を生ずる。公布とは法律を一般に周知せしめる行爲で、その方法は官報に掲載するを以て例式とする。かくて公布せられた法律は、即時または一定期間後に施行されるのである。

(二) 命令 は帝國議會の協賛を俟たず、行政作用の形式として制定される國法である。命令には大權に基づき、天皇の親裁專斷に依つて制定される皇室令、勅令、軍令等と、行政官廳に委任して發せしめられる閣令、省令、府縣令等とがある。自治團體の制定する市町村條例規則も亦命令に準すべきものである。命令を以て法律を改廢することの出来ないことは、憲法に定められた原則である。但し緊要の必要に依つて發せられる勅令は法律と同様の効力を有することは前に述べた通りである。

法の尊重

法の尊重 國法を尊重することの大切なことは、教育勅語に「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と示されたことによつても明らかであるが、吾々は法の本質の上から深くその理由を反省して見なければならぬ。

形式的理由

先づ法はその形式から見れば主権者の命令であり、國家が國民に對して課する強制である。これは國家生活の秩序を保持するために缺くことの出来ない必要に基づくものであつて、國法なくして國家は一日も存続することは出来ない。随つて法治國民は遵法の精神が徹底せなければならぬ。たとひ或種の國法が時勢の進歩によつて、不必要に歸するやうなことがあつても、それが廢止されない間は、國民としてこれに服従する義務がある。況して今日吾々は國家の重要な立法に參與することを許されてゐるのであるから、國法を尊重することは、自己を重んずる所以であると

實質的理由

いはねばならぬ。

法はその内容から見れば共同生活の規範であり、個人の利益と社會の利益とを調和して、その健實な發達を圖ることを目的とする制約である。随つて法を否定することは共同生活を否定することであり、社會を弱肉強食の状態に陥れることになる。人類の棲息する所大小となく社會が存し、社會の在る所必ず法則を設けて、共同生活の福利を増進するに努めてゐるのも、法のない所に集團生活の平和と幸福とを實現することは出来ないからである。世に道德は人則法は民則であるといふのはこの理由に依るのであつて、國法を尊重すべき所以も亦こゝに在るのである。

法と道德

法と道德 法と相並んで重要な社會規範をなすものに道德がある。道德は次のやうな諸點に於て法とその作用を異にしてゐる。

法と道德との差
異

(一) 法は主として人の行爲を規律するが、道德は心意と行爲の両面を規律する。随つて、例へば物を盗まうとする意思があつても、實際に盗まない限りは法に觸れることはなく、また盗んでも發見されない間は法の制裁を受けることはないが、道德は行爲の有無を問はず、かゝる意思そのものを排斥する。

(二) 法には必ず強制を伴ふが、道德には良心の呵責が伴ふ。随つて法はその違反者に對しては刑罰を以て臨むが、道德はただその自由を良心の自由に委ねる。

(三) 法の規律する範圍は道德の規律する範圍よりも狭い。随つて法に違反する行爲は必ず道德にも背反するが法に合致した行爲が必ずしも總べて道德に適ふ譯ではない。例へば隣家の火災を發見しながら傍觀してゐても、法はこれを違法として罰することはないが、道德はこれを人道に背くものとして責め

法と道德との關
係

るのである。

かやうに法と道德とはその作用を異にするが、兩者相俟つて國家生活の秩序を保ち、國民民福を増進することが出来るのである。ただ道德は法よりも更に根本的な規範であつて、法の根據は常に道德に依つて支持せられ、法の規定も運用も道德的標準によつて律せられる。随つてまた法が眞によく遵守されるか否かは、一に懸つて國民の道德的信念の強弱如何によるといふてもよいのである。

第八課 裁 判 所

司 法
司法の意義

司法 國法の制定は天皇の大權や議會の作用に依つて行はれるが、既に設けられた國法の下にあつて、國家の法的秩序を維持す

ることは司法の作用に俟たねばならぬ。

司法とは民事及び刑事の裁判をいふのである。裁判とは具體的の事實に對し、法を解釋してこれを適用することをいふ。民事裁判とは民法・商法など私法に關する紛争を解決するための裁判で、刑事裁判とは犯罪に對して如何なる刑罰を科すべきかを決定する裁判をいふ。

司法作用が立法機關たる議會や行政機關たる政府とは別個の機關即ち裁判所に依つて行はれ、議會や政府から全然干渉や拘束を受けないことを司法權の獨立といふ。三機關の分立を原則とするは、立憲政治の一大特色をなしてゐる。即ち裁判官は司法權を行使するについて、法律に遵依する外、他より指揮命令其の他何等の干渉を受けることなく、自己の責任を以て嚴正公平に判決を下すのである。憲法はこの原則を實行する手段として、裁判官の

司法權の獨立

裁判所
裁判所の地位

地位の獨立を保障する。即ち裁判官は必ず法律に定めた資格ある者を以て之に任じ、刑法の宣告または懲戒の處分に由るの外、その職を免ぜられることなく、且その懲戒の條規は法律を以てこれを定めることとなつてゐる。

裁判所 裁判所は天皇の名に於て、法律に依り司法權を行ふ憲法上の統治機關である。天皇の名に於てとは天皇に代つてとの意味であつて、司法權そのものは固より天皇統治權の一部であるが、その行使は裁判所に委任し、大權として親裁し給はないことを明らかにしたものである。法律に依りとは、裁判所が司法權を行ふには専ら法規を以て標準とし、他の如何なる權力にも支配されないといふ意味であつて、所謂司法權獨立の原則を明らかにしたものである。なほ現在の制度に於ては、裁判所は民事刑事の司法本務の外、不動産登記・準禁治產宣告・法人設立の認可なども、非訴

裁判所の種類

訟事件として取扱ふことになつてゐる。

裁判所には通常裁判所と特別裁判所とがある。通常裁判所とは裁判所構成法を以てその組織権限を定め、一般の民事及び刑事を裁判するものをいひ、特別裁判所とは他の法規を以て特にその権限に属せしめられた特殊の民事及び刑事事件を裁判するものであつて、陸海軍軍法會議、領事裁判、朝鮮臺灣關東廳南洋廳に於ける法院及び少年審判所などがこれに属する。

通常裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四級に分れ、區裁判所は判事一人の單獨裁判、地方裁判所と控訴院は三人、大審院は五人の判事の合議裁判制度になつてゐる。輕微な事件は區裁判所を第一審、地方裁判所を第二審、大審院を終審の裁判所とし、その他の事件は地方裁判所を第一審、控訴院を第二審、大審院を終審の裁判所とする。但し皇室及び國事に關する犯罪事件につい

審級制度

検事局

ては、大審院は第一審にして且終審の裁判所である。第一審の判決に不服な者は上級裁判所に控訴し、控訴審の判決に不服な者は更に大審院に上告することが出来る。かやうに三級の審級制度を採用したのは、法の適用の統一と裁判の慎重とを期するため外ならない。

各裁判所には検事局が附置せられ、相當な員數の検事が配せられてゐる。検事は刑事事件につき司法警察官を指揮して犯罪を捜査し、公訴を起すことを主要な任務とするものである。随つて検事局は裁判所の一部ではなく、また検事は司法官ではなく一種の行政官であつて、その職務に關して上官の指揮命令に従ふ。

裁判所の補助機關及び附屬職員 裁判所には判事の外書記、執達吏、廷丁等の補助職員があり、また裁判所附屬の職員として公證人及び辯護士がある。

書記は記録會計に關する事務を取扱ひ、執達吏は區裁判所に屬して文書の送達及

び判決の執行に當る。

公證人は人民の委託に應じ、民事に關する公正證書を作成することを職務とし、辯護士は當事者の委託を受け又は裁判所の命令に従ひ、訴訟の代理事件の辯護に當ることを職務とする。

訴訟・調停

訴訟調停

總べて裁判は訴訟の提起によつて行はれるもので、訴訟を起す者を原告、その相手方を被告といふ。訴訟には民事訴訟と刑事訴訟との別がある。

民事訴訟

(一)民事訴訟とは人民相互の間に權利の争があつた場合に、國家がその争を裁斷する手續をいふのである。それには先づ原告が訴狀を裁判所に提出すると、(區裁判所は口頭にて可)裁判所は被告に對して十四日以内に答辯書を提出させ、一定の期日に當事者双方を召喚して、口頭辯論を行はしめ、當事者各自の主張に基づいて證據調を行ひ、充分の審理を遂げたのち判決を下すのである。

刑事訴訟

この判決に不服な者は、一定の期間内に上訴(控訴又は上告)することが出来る。上訴期間が経過するか、又は上訴の方法が盡きた時は判決が確定する。判決が確定した時は、勝訴者は執達吏によつて強制的に判決の内容を確定することが出来る。

(二)刑事訴訟とは國家が犯罪者に對して刑罰を課する手續をいふ。それには犯罪の捜査が終つた後、検事が原告となつて公訴を提起する。(此點に於て私人の起訴を待つて開)公訴には、事件の性質に依つて直ちに公判を請求するものと、豫審を請求するものとの二がある。豫審とは検事の起訴に基づき、豫審判事が被告人の訊問證據材料の蒐集及び證據調を終つた後、公判に移すや否やを決定することをいふ。公判とは、事件を正式に審理して判決を下す手續をいひ、先づ判事が被告人を訊問し、證據調を終つた後、検事が法律適用について意見を陳述し、被告人または辯

調停

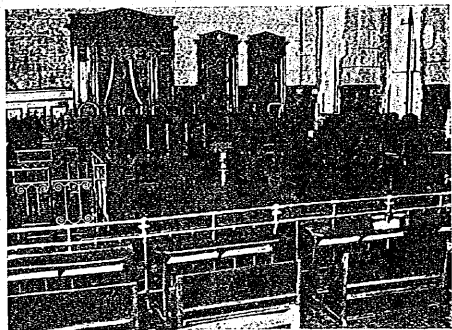
調停の手續

護士はこれを承認又は抗辯し最後に裁判長たる判事が、單獨に又は陪席判事と合議の上、判決を下すのである。裁判の公正を保障する爲に、裁判の對審判決は之を公開するを以て原則とする。但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは、法律に依り又は裁判所の決議を以て、對決の公開を停めることがある。

裁判所は訴訟の裁判に當る外また爭議の調停に任ずる。調停とは私權に關する爭を訴訟の方法に依らず、當事者双方の妥協と互譲とに依つて穩和圓滿に解決することを趣旨とし、第三者たる調停者が中間に立つて斡旋し、平和的に解決の方法を構ずることをいふ。調停に關する立法として現在實施されてゐるものに、借地借家調停法、小作調停法、勞働爭議調停法、商事調停法などがある。

調停の手續 今一例として小作調停に關する手續の概略を述べると、小作料その他小作關係に付き爭が生じた場合に、當事者（地主又は小作人）が區裁判所または地方裁判

陪審



陪審法庭

所に對し書面または口頭によつて調停の申立をすると裁判所は自らその調停をなすか若くは調停委員會をして調停に當らしめる。調停委員會は調停主任（判事が一人と委員二人以上を以て組織され、當事者總代や利害關係人の陳述を聞き、或は證據調べを行つて秘密の間に評議を遂げ、適當な條件に依つて調停を行ふのである。調停が成立して裁判所が認可決定を與へると、當事者間には和解契約が成立したことになり、調停の條項に従つて新に私法上の權利義務が発生する。

陪審 近來法律思想の進歩に伴つて、一般國民を裁判手續に参加せしめ、判決の適切公平を圖らうとする趣旨から、我が國に於ても陪審制度が實施されるやうになつた。それには國民の中から一定數（十）の陪審員を選出し、個々の事件について評議を

我が國陪審制度
の特色

なさしめ、その事實に關して意見を答申させ、裁判長はこれを斟酌して判決を下すのである。但し陪審に附すべき事件は刑事事件に限られ陪審員はただ犯罪事實の有無に關してのみ答申し、且裁判官は答申の内容に拘束されないことになつてゐる。この點は我が國陪審制度の特色といふべきである。

陪審事件

陪審事件には法定陪審事件と請求陪審事件とがある。

(一) 法定陪審 放火、殺人等その刑が死刑または無期の懲役若しくは禁錮に該る事件は、當然陪審の評議に附せられる。

(二) 請求陪審 窃盜、詐欺等その刑が長期三年を超える有期の懲役または禁錮に該る事件で、地方裁判所の管轄に屬するものについては、被告人の請求ある場合に陪審の評議に附する。

陪審員となるべき資格は、三十歳以上の帝國臣民たる男子で、引續き二年以上同一市町村に住居し、引續き二年以上直接國稅三圓

以上を納め、読み書きを爲し得る者と定められてゐる。(但しこの原は禁治産者不具者等の如き缺格者、市町村長、小學校教員等の如き除外者、被害者、被告人の親族等の如き除斥者六十歳以上の者在職の官公吏等の如き陪審可能者がある)

第九課 國防

國防

國防の必要

國防 國際間に平和の望ましいことは言ふまでもないことである。戦争の慘禍の恐るべきことは世界大戰の經驗に徴しても明かである。そこで大戰後世界の永久平和を確保するために、國際聯盟や不戰條約が設けられるやうになつた。然し一方では、國際間の經濟的競争は日を逐うて益々深刻となり、國家間の政治的反目も決して終熄を告げてゐない。故に現在の狀態に於ては、國家が國際間に有利の地歩を占め、一朝有事の際に優勝の立場を保つため、平素から國防の充實を怠ることは出来ぬ。

國防の基準

世界大戰以前には、各國共に軍國主義を採用し、他國の侵略や征服を目的として、競争的に軍備の擴張に努めた。然し國際關係の緊密となつた今日に於ては、侵略のための戦争は許されないばかりでなく、過大の軍備は却つて國力の減退を來す結果になるから、近來は軍備縮少を目的とする國際會議が屢開かれ、無益の軍備競争を避けて、戦争の機會を少くし、各國民の負擔を減じようとするに至つた。そこで今日の國防は、主義として一國が他國の不當な侵略に對抗し、自國の利益と體面とを擁護することを主眼とするやうになつたのである。

國家總動員

また従前の戦争は武力對武力の戦争であり、随つて敵の軍隊や軍艦を撃破し殲滅することが、その第一の目的とされてゐたから、その動員も亦單に陸海軍の入馬材料を整備し補給するに止まつてゐた。然るに世界大戰は戦争に對する從來の觀念を一變し、將

兵役

徴兵制度

來の戦争は國民全員、對國民全員の戦争であることを明かにした。そこで最近には國家總動員計畫が實施せられるやうになり、非常時に際して、國家が有する人的、物的、一切の資源を擧げて軍の需要に應ぜしめるための方法が研究せられてゐる。随つて國防に對する觀念もおのづから一新せられ、交通といはず産業といはず經濟といはず教育といはず學術といはず、國家的活動の一切を擧げてこれを國防的施設と見るやうになつた。故に現代の國民は、古人の所謂「治に居て亂を忘れず」の心掛が何よりも大切である。

兵役 國民として直接國防の任務を擔當するの義務を兵役といひ、帝國憲法は納税と相並んでこれを國民の二大義務と定め、謂はゆる國民皆兵制度を採用してゐる。

兵役に關する規定は兵役法その他の法令に依つて定められ、帝國臣民たる男子は、不具癡疾重罪人（六年の懲役または禁錮以上の刑に處せられた者）でない限

り、満十七歳より満四十歳に至るまで兵役に服する義務がある。兵役は健全な身體と通常の性能とを具へた國民の等しく服すべき義務であると共に權利であるといふことが出来る。今兵役に關する規定の概要を舉ぐれば次の如くである。

徴集の手續

(一) 徴集の手續 年齢満二十歳に達した男子は徴兵適齡の届出をして徴兵検査を受けねばならぬ。その結果徴募者の體格によつて、これを甲種乙種(兵役に適する者)丙種(國民兵役に適しない者)丁種(兵役に不適者)戊種(判定し難い者)の五級に分ち、甲乙丙を合格とし、甲乙種合格者は身材藝能職業等によつてその兵種を定め、抽籤により毎年所要の人員を現役兵または補充兵として徴集する。抽籤に洩れた者と丙種合格者は國民兵役に入れ、丁種は兵役を免ぜられ戊種は検査を翌年に延期せられる。

兵役の種類

(二) 兵役の種類 兵役はこれを常備兵役後備兵役補充兵役及

我が國の軍備

び國民兵役に分ち、常備兵役を更に現役と豫備役とに分つてゐる。

我が國の軍備 國防に關する作用は總べて天皇の親裁し給ふところで、帝國憲法は天皇が陸海軍を統率し給ふと共に、陸海軍の編制及び常備兵額を定め給ふことを明示してゐる。これを天皇の軍事大權といひ、その作用の上から見て、軍令權と軍政權とに分つことが出来る。

軍事大權

(一) 軍令權 とは軍隊を統帥し、戰鬪力の發揮を目的とする權能である。軍令權の輔弼機關としては陸軍に參謀總長、海軍に軍令部長があり、共に國防用兵作戰に關する機務に參劃し、また別に重要軍務の諮問機關として軍事參議院軍事上の最高顧問として元帥府が設けられてゐる。

(二) 軍政權 とは軍備を維持し經營するための機能であつて、

陸海軍を編制し、常備兵額を決定する等の作用がこれから生ずる。軍政權は國務大臣の輔弼に依つて行はれる天皇の大權である。

陸軍は内地を十四師管區に分ち、各師管區に一個師團を配置して常備軍の主力とし、別に東京には近衛師團、朝鮮には二個の常駐師團を置く。師團の下に歩兵、騎兵、野砲兵、山砲兵、騎砲兵、野戰重砲兵、重砲兵、高射砲兵、工兵、鐵道隊、電信隊、飛行隊、氣球隊、輜重兵等の各兵種又は其の一部が隸屬してゐる。朝鮮、臺灣、關東州にはそれぞれ軍を置く。軍司令官及び師團長は天皇に直隸し、麾下諸部隊を統率すると共に、各地方の防衛に任じてゐる。

海軍は帝國の海岸及び海面を三海軍區（横須賀、吳、佐世保）に分ち、各區の軍港に鎮守府を置き、その下に四要港部（舞鶴、鎮海、馬公、大湊）を設けてゐる。各鎮守府には鎮守府司令長官があり、天皇に直隸して麾下艦船部

海軍

陸軍

國防と國民

隊を統率し、管區内の海面及び沿海の警備に任ずると共に、また海軍大臣の命を承けて軍政を掌る。艦船はこれを艦隊に分ち、二個以上の艦隊を以て聯合艦隊を編成する。艦隊司令官または司令長官は天皇に直隸し、麾下の艦隊を統率し、隊務を處理する。

國防と國民　國防は國家が獨立自存を完うするための重大な作用であるから、その充實を圖ることは國民の最も緊要な義務である。國防の責任を軍人のみが擔當するものゝ如くに考へ、一般國民はこれに對して無關心の態度を採るが如きは大きな誤である。國家の全力を舉げて勝敗を競ふべき將來の事變に備へる爲には、全國民が一致協力して、國防の整備に努力すると共に、一朝有事の際は、國民全員が起つて國難に當るの覺悟がなければならぬ。殊に我が國は元來天然の資源に乏しく、その經濟力に於て到底歐米諸大強國に比肩し得ないばかりでなく、航空機その他最新の兵

器に於ても猶及ばざる點が少くない。これらの缺陷を補填して、國防の安固と完璧を期することは、今後に於ける國民全般の努力に俟つの外はないのである。

第十課 國 交

國 交

國交 國家が國防を固うするのは非常時に備へるため、平時は互に國交を厚うして世界の平和に貢獻し、共存共榮の實を擧げることゝ務めねばならない。

國交の必要

社會の發達の不充分な時代には、交通取引は一國一地方に限られ、國家間の交渉は殆ど行はれなかつたが、交通機關が發達し、經濟上の欲望が増加するに従ひ、國家間の通商貿易も次第に頻繁となり、宗教・學問・藝術など文化上の交渉も緊密の度を加へるやうにな

國際機關

つた。そこで世界各國は互に修好を結び、和親協同して世界の平和を維持し、人類文化の發達に努めることになつた。今日、國家が孤立して發展を期し得ないことは、個人の場合と同様であつて、國家は互にその有無を通じ、思想學藝を交換し合うて、初めて國家としての存在を保つことが出来るのである。

さて國交の任務に當るものを國際機關といふ。外務大臣、外交官及び領事官は即ち是である。

(一) 外務大臣 は一面國務大臣として天皇を輔弼し奉ると共に、他面外務行政を管理し、外交官及び領事官を監督する。

(二) 外交官 は外務大臣の監督の下に立ち、外交事務を處理するため海外に派遣せられる官吏で、國際間の禮遇の上から特命全權大使・特命全權公使・辦理公使・代理公使の四階級に分れてゐるが、その主たる職務は何れも本國政府を代表して、駐在國との

外交官

領事官

政治的交渉に當り、その國に在留する日本國民の保護に任ずるにある。外交官及びその隨員（參事官書記官外交官補書記生等、普通はこれら隨員をも包括して廣く外交官といふ）並に家族は、治外法權及び不可侵權を認められ、隨つて駐在國の法律及び裁判に服せず、關稅その他一切の租稅を免除せられ、身體及び榮譽の不可侵を保障せられてゐる。

(三)領事官 是外務大臣及び駐在國に於ける本國外交官の監督の下に立ち、本國民の通商航海に關する利益を保護増進すると共に、在留本國人の保護取締に任ずることを主たる職務とする者で、總領事・領事・副領事及び領事官補の四級に分れ、外に名譽領事がある。

領事裁判權 領事官は元來外交官のやうな特權を有する者ではないが條約に依りその職務遂行に必要な限度の權利を認められてゐる。殊に支那波斯埃及等未だ法治國として完全な發達を遂げてゐない國に於ては領事はその國に在留する自國民の民事及び刑事の裁判を自國の法律に依つて行ひ得る權限がある。これを領事

條 約

國 際 法

裁判權といふ。

條約 かやうに國際關係が複雑となるにつれて、相互の利害に衝突を來す危險も増加するやうになるから、國家間に法的規範を設ける必要が生じ、國際法の發達を見ることになつた。

國際法とは多數の國家が集つて國際團體を組織し、互に國家間の權利義務を定めた國際的の法規及び慣習で、第十六世紀から第十七世紀の始にかけて發達したものである。これに平時國際法と戰時國際法とがある。前者は平時に於ける國家間の權利義務を定めた法であつて、國家の權利義務、國家間の外交並に社會的關係條約及び國際紛争解決の方法に關する事項等が、その主要な内容となしてゐる。後者は戰時に於ける交戰國及び中立國の權利義務を規定した法で、戰闘員以外の交戰國民及び中立國民が、戰爭に依つて受ける慘禍を輕減することを目的とする。

條 約

條約とは特定の國家間の合意に依つて成立した法的規律で、國際法の主要な法源をなすものである。我が國では條約の締結は天皇の大權に屬し、(これを外交大權といふ)帝國議會の干渉を許さないものとされてゐる。條約の締結には當事國から全權委員を派遣して會合協商させ、一定の合意が成立した時は條約書を作成し、全權委員各自これに署名調印し、更に各本國元首の批准を経て確定する。その相手國に對する意思表示は批准の交換に依り、國民に對する意思表示は公布に依り、共に法規としての拘束力を生ずるのである。

條約の内容には種々あつて、例へば犯罪人引渡條約、購和條約等の如き政治上の條約や、通商航海條約、郵便電信條約等の如き經濟上の條約や、著作物保護同盟の如き學術上の條約がある。現在我が國の締約國は五十餘箇國に上つてゐる。この中政治上の條約

不戰條約

國際協同

として最も注目すべきものに最近の不戰條約がある。

不戰條約は一九二八年、(昭和三年)米國國務卿ケロッグの發案に基づいて成立した條約であつて、その主旨とするところは締約國は國際紛争を解決するため戦争の手段に訴へることを非とし、國家の政策の具としての戦争を抛棄することを宣言すると共に、今後一切の國際紛争は平和的手段によつて解決すべきことを約した點にある。現在その締約國四十六箇國を數へ、國際聯盟と相並んで最近の國際關係上に重要な意義を認められてゐる。

國際協同 國家は使節の派遣、條約の締結などによつて相互の親善を圖ると共に、また種々の國際的協同事業を起して世界の平和に貢獻し、人類共通の福祉を増進するに努めてゐる。この種の事業に屬する主要なものには、萬國赤十字社、萬國農事協會、國際勞働會議、萬國平和會議などがあるが、就中最も重要なものは國際聯

國際聯盟の成立

盟である。

國際聯盟は世界大戰に依つて戦争の慘禍を痛感した列國が、各國民の熱望を容れて世界の恆久平和を實現するため、米國大統領ウイルソンの提議に基づいて組織した國際團體で、その加盟國の數は五十四箇國を數へ、その崇高な使命と廣汎な事業とにより世界史上に特筆せらるべき意義を具へてゐる。我が國は夙に關係諸大國と協力してその創設に盡力し、引續き主なる加盟國の一員として重要な地位を占め、その健全な發達に多大の貢獻を致したが、近年滿洲事變及び滿洲國の獨立に關して聯盟の執つた處置が、我が國の正當なる主張と合致せざるに至つた爲聯盟を脱退するの止むを得ないことになつた。併しながら國際平和の確立に向つて努力せんとする國是は、これに依つて毫も變ることではないのである。

國際聯盟の目的

聯盟の目的とするところは、國家相互の親善を厚うして國際恆久の平和を確保し、更に進んでは國際協力を促進して人類共同の福祉を増進せんとするにある。その本質は國家の上に超越した世界的國家ではなく、加盟國の合意に基づき一定の權限を有する國家聯合である。随つて聯盟は加盟國の獨立權を尊重すると共に、加盟國間の紛争については武力の行使によらず、國際間の道義と法規の力によつて、平和的解決を圖ることを其の使命としてゐる。

國際聯盟の事業

國際聯盟の事業、聯盟はその目的を達成するため二十六箇條の國際聯盟規約を作成し、この規約に基づいて種々の事業を遂行する。即ち、(一)加盟國は自衛のために必要な程度にまで軍備を縮少し、(二)相互に領土保全及び政治的獨立を尊重し、(三)加盟國間に國交斷絶の處ある紛争が発生した時は、その事件を仲裁裁判(萬國平和條約に所載の裁判)または聯盟理事會乃至國際常設司法裁判所の審査に附し、その判決または報告後三ヶ月を経過するまでは、絶對に戦争の手段に訴へることを許さない。

若し加盟國が此等の約束を無視して戦争に訴へた場合は、當然總べての加盟國に對して戦争行爲をなしたものと看做され、加盟各國はこれに對し直ちに一切の通商上、金融上の關係を斷ち、違約國との交通を杜ぐ等の制裁を加へることになつてゐる。

(四)その他聯盟はまた人類共同の福祉を増進するため、國際勞働機關を設けて勞働狀態の改善を圖り、婦女及び小兒の賣買を禁じ、阿片その他有害藥物の取引を監督し、疾病の豫防撲滅を圖るために赤十字の保護獎勵に努めるなど各方面に活動を續けてゐる。

國際聯盟の機關

國際聯盟の機關 これらの事業を遂行するため、國際聯盟には聯盟總會、聯盟理事會、聯盟事務局の三機關が設置せられ、なほ聯盟に附帶する自治機關として國際常設司法裁判所と國際勞働機關が設けられてゐる。聯盟總會は全加盟國の代表者を以て組織せられ、聯盟規約の改正、新加入國の承認、聯盟豫算の監督、理事會の報告の討議などを行ふもので、毎年一回開かれることとなつてゐる。また聯盟理事會は英、獨、佛、伊及び我が國(最近の聯盟撤退により事)等十四の加盟國(上記五ヶ國を常任理事國その他を以て組織せられ、軍備縮小案の準備委任統治の監視、少數民族の保護、監督、國際紛争の審査等をその權限とし、毎年四回開催せられる。)

國交と國民

國交と國民 國防が國民一般の協力一致によつて營まれねば

國民外交

ならないと同様に、國交も亦國民一般の輿論を基礎として行はねばならぬ。國交が元首や外交官のみによつて爲されたのは過去の事で、國民相互の交際や接觸が頻繁に行はれ、國民全般の國際的知識が進歩した今日にあつては、國民が直接間接外交に參與する機會と範圍は著しく増大した。近時國際的の宗教團體、慈善事業、學術會議などが頻々と營まれるやうになつたのもその現れであつて、謂はゆる國民外交の名の用ひられる理由も亦ここにある。これは國家的見地から考へれば、一國外交の權威を重からしめる所以であり、國際的立場から見れば、各國民相互の理解と友誼とを増す所以である。故に外交の局に當る者は、民意に基づいて國策を樹てることに努めると共に、國民も亦國論を統一してその支持を圖り、相率ゐて邦家の國際的地位を高め、列國との協調親善に貢

國際道義

献しなければならぬ。

また國交は固より國家の獨立を根柢として營まれるものであるから國家の利害と感情の重んずべきことは言ふまでもないが、偏狹な愛國心に驅られて、國際道義を顧みないが如きは深くこれを愼まねばならぬ。我が國は由來東洋の君子國として公正な外交方針を採り、常に列國間に重きをなして來たのであるが列國中には稍もすれば我が國を以て好戰的侵略的國家の如くに誤傳し、或は口に正義人道を唱へて、陰に利己的野望を包藏し、他國の利害や感情を無視して憚らないやうなものもある。我が國民は今後も常に開闢以來の傳統的王道を以て立ち、至誠を披瀝して、國際外交のよき指導者となるの覺悟が肝要である。

第十一課 財 政

歳入と歳出
財政の意義

歳入と歳出 國家が外交を修め、軍備を固め、警察を整へ、産業を奨め、交通を開き、教育を興すなど、多方面の作用を營まねばならぬことは既に述べた通りであるが、これ等多方面の活動を營むためには、多額の經費を必要とすることであるから、國家はこの經費に充てるため種々収入の道を講じ、需要に應じてこれを支出することを圖らねばならぬ。この事情は府縣市町村等の公共團體についても略同様である。かやうに國家や公共團體について行はれる公の經濟を財政と呼び、私人の生活について行はれる私經濟と對照せられる。

公經濟と私經濟とは、その主體と目的を異にする外、なほ次の二

財政の特色

點に於てその根本の性質を異にしてゐる。

(一) 收入の方法 公經濟の收入は公の強制力に依つて得られ、且これについて特別の代償を要しないが、(租税の如きは)私經濟の收入は任意的方法に依り、且相互の提供を原則として得られる。(實質債務等の關係の如きはこれである)

(二) 收支の關係 財政は支出額に應じて收入額を定め、(出づるを制する) 且收入と支出とが平均するを以て足れりとするが、私經濟は收入額に應じて支出額を定め、(入るを量つて、出づるを制する) 且支出に多くの餘剩を残すを以て安全とする。

財政上の收入と支出は會計年度(毎年四月一日に始まり、三月三十一日に終る)を標準として立てるものであるから、これを歳入及び歳出と呼ぶ。國の財政は帝國議會の協賛に依つて行はれるから、政府は毎年次會計年度の歳入・歳出に關する見積を作り、これを帝國議會の議に付する。

歳出と歳入

豫算・決算

統一主義

この見積を豫算といひ、先づ衆議院に提出せられ、議會の協賛を得て後、天皇の裁可を経て決定せられる。一般官廳はこの豫算に準據して、その年度内の諸般の事業を計畫し之を執行する。會計年度の終末に於て、政府は實際の收入額と支出額とを調査し、豫算の施行が適法であつたか否かを明にする。これを決算といひ、會計検査院の審査を経、帝國議會に提出してその承認を求める。

豫算について注意すべきことは、それが統一主義に依つて編成されてゐることである。統一主義とは、歳入及び歳出の總べてが一個の總體的豫算に編成せられることをいひ、これによつて歳入・歳出の狀況が一見して明瞭となり、財政全般の秩序と系統とを保つことが出来るのである。但しこれに對しては特別會計豫算及び追加豫算等の例外がある。特別會計豫算とは一般會計と切離して特別に計算せられる豫算をいひ、鐵道專賣造幣及び帝國大學

歳
入

等の會計はこれに屬する。追加豫算とは一般豫算及び特別會計豫算の編成後、新規の必要に基づいて計上される豫算をいふ。

歳入は收入の時期の上から見て、經常歳入と臨時歳入とに分れるが、また經濟上の性質から見て次の如くに分類せられる。

(一) 公經濟的歳入 とは國家が公の權力に基づき、人民より強制的に課徴する收入をいひ、租税・手数料・使用料・特別課徴金・違法金等がこれに數べられる。

(二) 私經濟的歳入 とは國家が私人と同様の地位に立ち、その所有する財産及び經營する事業に依つて得られる收入をいひ、官有財産收入と官業收入とに分れる。

私經濟的歳入が増加することは、それだけ私人の生業を侵蝕する譯である。随つて國家は原則として公經濟的歳入を主とすべく、就中租税は國家の主要財源とされてゐる。

歳
出

歳出は支出の客體の上から見て、人件費・物件費に分れ、その目的の上から見て、憲法費・國防費・法務費・福利費・文化費等に分れるが、また支出の時期の上から見て、經常費と臨時費とに區別せられる。

(一) 經常費 とは連續して定期的に支出せられる經費をいひ、官吏の俸給・營造物の維持費の如きはこれに屬する。

(二) 臨時費 とは臨時の必要に依つて不定期的に生ずる經費をいひ、學校建設費・軍艦建造費等はこれに屬する。

經常費と臨時費とを區別する所以は、經常費は主として經常歳入を以てこれに充て、臨時費は主として臨時歳入を以て支辨することを原則とし、それに依つて國家財政の安固を圖らうとするためである。

租税 租税には國税と地方税(府縣稅市町村稅等)とがあり、地方税については上卷に説明した通りである。國税はまた種々の標準によつて

租
税

直接税

これを分けることが出来るが、通常は負擔の直接であるか間接であるかにより、直接税と間接税とに大別する。

(一)直接税 とは納税者と負擔者とが同一人に歸する税をいふ。これに次の數種がある。

1 所得税 とは法定額以上の所得ある者に對し、その所得額を標準として課する租税である。これに會社銀行の如き法人の所得に對して課する第一種所得税、公債社債銀行預金等の利子に對して課する第二種所得税、個人の所得に對して課する第三種所得税の三つがある。

2 地租 とは田畑、宅地、山林等を所有する者に對し、その土地の賃貸價格を標準として課する租税である。

3 營業收益税 とは營業者の營業收益に對して課する租税である。

4 資本利子税 とは公債社債、非營業貸金、銀行預金等の利子に付き、その收得者に對して課する税をいふ。(第二種所得税と資本利子税とは重複する)

5 相續税 とは法定額以上の財産を相續した者に對し、その價格を標準として課する税である。

この外なほ、礦業税、兌換銀行券發行税等があるが、國税全般の體系から見て、所得税は基本税たる性質を有し、租税收入の主要な部分を占めてゐる。これに對して、その他の直接税は第一次の補充税、次に述べる間接税は第二次の補充税たる性質を有してゐる。

我國租税收入内訳表 (昭和六年度)

所得税	地租	營業收益税	資本利子税	相續税	礦業税	酒造税	清涼飲料料税	兌換券發行税	砂糖消費税	織物消費税	取引所税	關稅	合計
一六三・七七三	六四・七八九	四四・九九二	一五・九七六	二九・〇六六	四・九六二	三・七八一	二二・〇八〇	八・六三六	七・六二七	三一・六六七	八・四八二	一一・七二〇	七七・七三九
(單位千圓)													

間接税

(二)間接税 とは納税者が轉嫁によつてその負擔を他人に移すもの、即ち納税者と負擔者とを異にする税をいふ。

1 消費税 とは財貨の消費者が負擔する税をいひ、酒造税、酒精及び酒精含有飲料税、麥酒税、清涼飲料税の外、砂糖消費税、織物消費税等がある。

2 關稅 とは國內産業を保護するため、輸入貨物に對して課する税をいひ、輸入品需要者が負擔する。

3 印紙税 とは財産權の變更を證明する證書、帳簿に對し、收入印紙を貼付することに依つて課する税をいふ。

右の外なほ取引所税、噸税、狩獵税等がある。

納税は兵役の義務と相並んで憲法上の二大義務である。これは國家の存在が人類の生活に必須の條件である以上、國家の存立に必要な經費は、國民全體が負擔することを當然の道理とするか

納税の心得

官業

らである。國家がその權力に依つて國民に納税の義務を強制するもの、蓋しこの理由に基づいてゐるのである。國民たる者は常に國家の廣大な恩恵を顧み、私利私欲のために、その重大な義務を疎にしてはならぬ。

官業 國家は公益上の目的を達するため、または財政上の收入を得る目的のため、自ら種々の企業を營んでゐる。これを官業といふ。官業には國家がその事業を獨占して經營するものと、私人の事業と相並んで經營するものがある。今假りに前者を獨占企業、後者を普通企業と名づける。獨占企業に屬するものには鹽、煙草、樟腦(樟腦油)の專賣の如く、主として財政上の收入を目的として營まれるものと、郵便、電信、電話、造幣の官營の如く、主として公益上の必要に基づいて行はれるものがある。普通企業に屬するものには營林採鑛(二湖炭山)、製鐵(八幡製鐵所)、印刷(印刷局)、造兵(海軍、造兵廠、海軍工廠、海軍火

公債

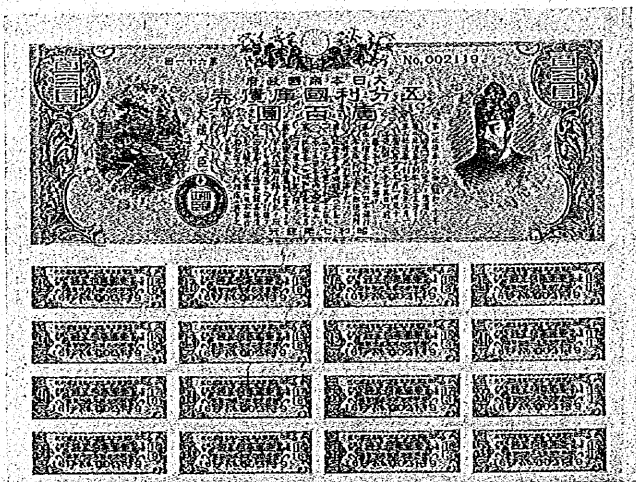
藥廠海軍燃料廠陸軍貯金(郵便)保險(郵便年金簡易生)交通(國有)など各種の事業があり、何れも公益または収益を目的として經營せられてゐる。

公債 財政の要旨は収入と支出との均衡を保つにあるが、支出が収入に超過する場合は、豫備費や前年度剩餘金の支出によつて、一時的の不足を補ふことも出来るが、特別の理由によつて巨額の支出超過を來す場合は、到底この方法では當面の需要に應ずることとは出来ない。之を充たす方法としては、増税によつて補ふといふ手段もあるが、これは國民生活の安定に重大な關係があるから、増税は出来るだけ避けねばならない。そこで國家や公共團體は公債を發行して、國民から資金を募り、所要の支出に充てる方法を採る場合が少くない。

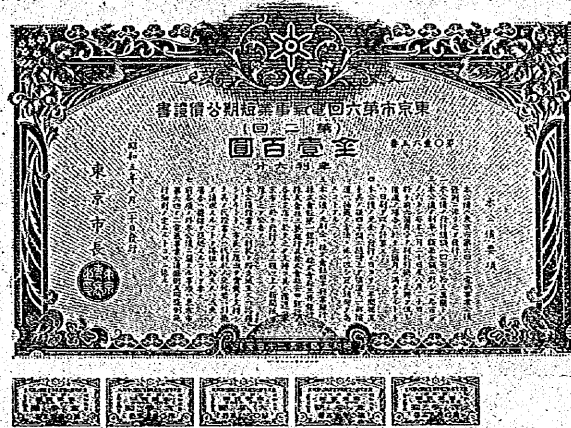
國債と地方債
内債と外債

公債には國家が發行する國債と、地方團體が發行する地方債(縣府

國債證書



市債券



債市町)とがあり、また國內に於て公募する内債と、外國に於て公募する外債とがある。内債は元利共國民から出て國民に還るが、外債は利子だけは國外に流出するのであるから内債を主とし外債を従とすべきである。然し國內で募集すれば利率が高いとか、または應募者が寡ないと考へられる場合等は、外債に依るの外は無いのである。

公債の募集には直接募集法と委任募集法とがあり、前者は發行者またはその財政機關が自ら募集の手續をなし、後者は銀行團または大財團にその募集を委任するものをいふ。國債の直接募集は通常日本銀行がこれに當つてゐる。また公債の償還には抽籤償還と買入償還とがあり、前者は抽籤に當つた者に對し、券面金額を交付して順次に償還するものをいひ、後者は政府が公債を時價に買取つて償却するのをいふ。

我が國の公債は國債が約六十億圓、地方債が約二十億圓合せて約八十億圓に達してゐる。其の中内債約六十三億圓、外債約十七億圓で、猶國債は近く約十億圓増發される筈である。これを我が國近年の歳出總額約十四億圓に比較する時は、この負債を償還する爲如何に今後國民の勤勉努力を必要とするかが諒解されるであらう。

第十二課 我が國の産業

我が國の産業

我が國の産業 國家の隆昌を期するためには、經濟の發達に依らねばならぬが、國家の經濟力を充實するためには、産業の振興を圖ることが第一の要件である。

我が國の産業は明治以後日進月歩の勢を以て發達し、特に日清

農業

日露の兩役を経て長足の進歩を遂げ、最近の世界大戰によつて更に未曾有の繁榮を示した。然しこれを歐米の諸大國に比すればなほ著しい懸隔があり、國家の財力に於ても及ばざること甚だ遠いものがある。

農業は古來我が國立國の根本とせられ、その發達には國民が多大の努力を拂つて居り、現在その従業者は國民の過半數を占め、集約的農法に依つて經營せられてゐる。その作物は米麥を主とし、豆、粟、稗、黍、玉蜀黍などを副とする外、蔬菜、果實類の栽培も盛に行はれ、また工業用作物として茶、煙草、甘蔗、麻なども相當に作られてゐる。米は國民の主要食料で、その産額は年六千萬石を數へ、支那、印度につぐ産額を示してゐるが、なほ年々九百萬石の不足を來し、朝鮮、臺灣、印度支那方面からの移輸入によつて補つてゐる狀況である。牧畜に至つては全く幼稚の域を脱せず、僅かに農家の副業と

工

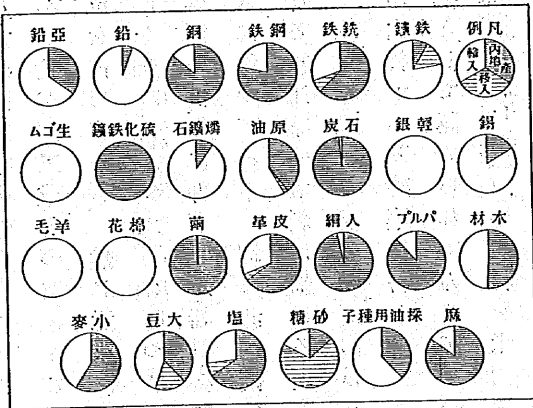
業

して養鶏養豚等が行はれてゐるだけで、未だ獨立の産業としての形態を具へるに至つてゐない。然し養蠶は農耕と相並んで農家の重要な生業をなし、我が國を世界第一の生絲國たらしめてゐる。近年は米價の低落生絲の慘落に伴つて、農村の疲弊窮乏が重大な問題となり、政府や識者の間にその救済策が講究されてゐる。これは人口の増加に伴つて、一人當りの耕作段別が減少し、また世界的不況に基づいて、生絲の輸出が減退したことなどに依るのであると考へられるが、何れも一朝一夕の人爲によつて、その原因を除くことは望み難い。今後は農業經營の機械合理化によつて増産を圖ると共に、販賣手段を組織化することによつて、農作物の有利な取引を進め、また他に適當な副業を開拓して、農村經濟の安固を期せねばならぬ。

工業は明治以後急速に發達の緒につき、或方面では既に歐米先

進國の壘を摩するものすらあるが、なほ一般的には遺憾な點が多々ある。工業中特筆すべきものは繊維工業の發達であつて、生絲綿糸等の紡績業と綿織物絹織物毛織物等の織物業とは、その産額及び規模の點に於て各種工業の首位に立ち、特に生絲の産額は世界第一位(世界の總産額)を占めてゐる。食料品工業、化學工業もまた長足の進歩を遂げ、繊維工業につぐ重要な工業となつてゐる。前者の酒、醬、油、味噌、砂糖、罐詰類、後者の紙、セ

主要工業原料國產割合(昭和2—4年平均)



日本國勢會社

その他の産業

メント入造肥料などは相當な産額を示し、特に酒の醸造高は年四百六十萬石(價格一升に付き平均)を超え、醸造工業中の白眉である。また電氣工業は纖維工業と相並んで我が國工業界の双璧をなし、特に水力電氣に於ては世界第二位を占めてゐる。然し元來我が國は鐵石炭石油等の礦産物に乏しく、(但し石炭のみは漸く自給自足の程度に達した)隨つて水力以外の動力はその原料を多く外國の供給に仰ぎ、また器具機械類等の鐵製品も多く外國品の輸入に俟つてゐる。即ち我が國は各種工業の基礎となるべき謂はゆる重工業の資料に缺ける所がある。これは今後國民の特に念を致さねばならない點であらう。林業は我が國面積の五割以上が山林であり、建築材料として木材が用ひられる關係上、重要な産業として認められてゐるが、その産額は約一億圓で、なほ毎年多額(最近まで一億圓昭和五年年度約五千萬圓)の用材を米國その他から輸入してゐる。水産業については我が國は世界第一位

商業

を占め、その年産額約四億七千萬圓に達してゐる。これは牧畜業の不振を補つて、國民に多量の魚肉を供給すると共に、罐詰(罐詰の筆頭とす)及び漁油等の形で盛に海外に輸出されてゐる。交通業は最近著しい發達振りを示し、特に優秀な鐵道技術と豊富な電力とを以て、先進國に比肩する勢を示してゐるが、なほ交通網の擴張優秀船の増建、航空機の整備、道路の改修、自動車の普及など、今後の改善に俟つべきものが多い。

商業は交通機關の進歩、工業農業の發達と相俟つて逐年殷盛の度を加へ、共同企業の組織による大會社、大商店も激増し、金融機關たる銀行、信託會社、取引所、保險會社、信用組合等も整備するやうになつた。現在我が國の商業従事者は總人口の約一割一分、商事會社數約一萬八千商業銀行數千五百を數へる。

我が國の貿易

我が國の貿易 かやうに各種の産業が進歩するにつれ、我が國

貿易額

の貿易も年々繁盛の域に進み、明治初年に僅か二千六百萬圓を數へた貿易額も、最近では三十億乃至四十億を算するやうになつた。然しこれを歐米列強に比すればなほ遠く及ばず、貿易額に於て英米兩國は我が國の約五倍、獨逸は約三倍半、佛國は約二倍半、加奈陀は約一倍半に當り、結局我が國は世界第七位の貿易國となつてゐる。

貿易品

我が國輸出品中の首位を占めるものは生絲で、輸出總額の三割半（昭和四年以前は年六七億圓、昭和五年以降は四億圓）に達し、綿織物及び綿製品これに次ぎ、絹織物及び絹製品の輸出も巨額に上つてゐる。その外には特に卓越したものはないが、砂糖、紙藥品、陶磁器、水産物等は相當重要な地位を占めてゐる。輸入品の首位に立つものは棉花で、輸入總額の約三割（昭和四年以前は約五六億圓、昭和五年以後は約三四億圓）に達し、各種の食料品（米、小麦、豆等）、肥料（硫酸、油槽等）、これにつき、鐵材、鐵鑄機械、類羊毛、鑛油、木材等の輸入も多額に

貿易國

上つてゐる。

我が國の主要な取引先は米國、支那、英領印度、關東州、香港、佛領印度、支那、佛蘭西、獨逸及び濠洲等で、特に米國と支那とは貿易額最も多く、我が國の重要な顧客である。

輸入超過

さて我が國の貿易について特に注意すべきことは明治年間以來輸入超過が常態となつてゐること、僅かに世界大戰當時（大正四年から七年まで）相當巨額の輸出超過を示したのみで、その後は二億圓乃至三億圓（朝鮮臺灣を含すれば三億圓乃至四億圓）の輸入超過を續け、昭和五年度以後の世界的不況に依る貿易減に際しても、なほ一億圓内外の入超を示してゐる。これは我が國が天然の資源に乏しいこと、我が製品（品質）が外國品に比して粗惡であることにもよるのであらうが、また我が國民の間に舶來品を珍重する傾向があつて相當優秀な國產品がある場合にも、なほ且外國品を使用する弊風のあること

國產愛用

が、その重要な一原因をなしてゐると考へることが出来る。然し輸入超過の多いことは、國民經濟の疲弊を來す原因であり、また世界の一等國たる面目からしても、坐視するに忍びないことであるから、今後國民は我が國產業の將來を慮るの念を以て、國產品の愛用尊重に努めることが大切である。近來我が國の朝野に國產愛用を叫ぶ聲の高くなつたことは、この間の事情を物語るものであると共に、國家經濟の將來に鑑みて、誠に有益適切な企てといはねばならぬ。

産業合理化

然し國產品の愛用を奨励することは、同時に國產品の進歩改良を圖ることとなければならぬ。如何に國產品であるとはいへ、粗惡で高價な製品を國民に押賣することは出来ないばかりでなく、かくては我が國商品の海外進出を全く不可能ならしめるからである。近時國產愛用の運動と相並んで、産業の合理化能率化が高

資源の開発

唱されてゐるのも首肯すべきことである。これによつて各種の國產品が最小の生産費と最善の技術とを以て、最も安價に提供されることゝなれば、國產愛用の實もおのづから舉り、輸出の促進も期せずして遂げ得られるであらう。

資源の開発 我が國が天然の資源に恵まれることの薄いことは、平時に於ては輸入超過の主な原因となり、戦時に於ては自給自足を困難ならしめて國家の活動と發展とを阻害すること甚しいものがある。然しこのことは必ずしも現在の我が國に、將來開發さるべき資源が皆無であるといふことを意味する譯ではない。鐵の埋藏量のやうに、全く天然の事情に左右されるものは別問題として、その他の鑛業、農業、牧畜業、林業等については、なほ國民今後の努力に依つて増産を期待し得るものも尠くはない。

例へば農業について見ても、本土の一部(岩手縣)や北海道(樺太、朝

鮮・臺灣等には未開の地域も相當にあり、農家の副業として新に研究さるべき方面も尠くはない。畜産の如きは一に今後の努力によつて開發を期すべく、現に洋服類の原料として重要な羊毛の生産については政府に於ても綿羊の適地を選んでその飼育を奨励してゐるほどである。また我が國が廣大な山林を所有しながら、なほ多量の木林を外國の供給に仰いてゐるのは、交通不便な内地の深山から伐り出すよりも、北米西岸地方あたりから輸入する方が安價なためである。随つて今後我が國の交通が發達するに伴つて、その産額は一段と増加すべきことは疑を容れない。また石炭の埋藏量も諸外國に比すれば貧弱であるが、なほ北海道九州北部・關東地方等に相當の埋藏量があり、石油に至つては東北地方から北海道へ掛け大油脈が秘められ、現に採取されてゐる量は、全埋藏量の約一割に過ぎないといはれてゐる。水産物の豊富なこと

は既に述べた通りであるが、然しこれも産額に比して輸出額の割合に少いことは、今後國民の研究を要する問題であり、また國民の努力によつて益、その増産を期待することも出来るのである。

我が國産業の將來について深憂に堪へないことは、我が主要輸出品たる生絲及び絹織物が贅澤品であり、随つて取引國の景氣の變動に支配されることが多く、加ふるに近年は人造絹糸の勃興に壓迫されて、年々衰微の兆を示してゐることである。また生絲につぐ主要輸出品たる綿織物及び綿製品も、その主要顧客たる支那に於て紡織業が擡頭の勢を示し、随つて現在の盛況を何時まで持續し得るか疑しいことも、國民の考慮を要する重大な問題である。これを念ひあれを想へば、今後我が國は産業の發達に深甚の注意を拂ひ、我が國が有する各種の資源を最大限度に活用して、國家永遠の隆昌と繁榮を期するの決心が肝要である。

第十三課 國土と人口

國土と人口

國土と人口 國土と國民とは主權と共に國家成立の根本要素であり、(第一章参照)随つてその性質如何は國家の發展に密接な關係がある。即ちこれを質的方面について考へて見れば、國土はその經濟的性質の如何により、國民はその民族的素質の如何により、共に國家の盛衰に影響を及ぼすこと重大である。次にこれを量的方面について考へて見れば、國土はその面積の大小により、國民はその人口の多寡により、何れも國家の隆昌に關係を有つこと前者に譲らないものがある。

人口問題の意義

國土の廣さにはおのづから限度があり、随つてその生産力にも一定の限界があるから、無限に増大する人口を何時までも支へる

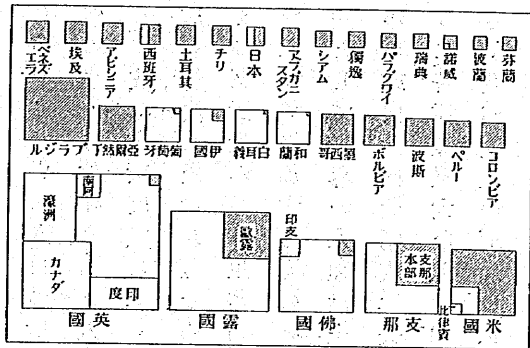
Thomas Robert Malthus
(1766-1834)

我が國の人口問題

ことは出来ない。この問題を學理的に研究した最初の人は英國人マルサスである。彼の説によると、土地の生産力は等差級數的にしか増さないが、人口の増加率は等比級數的に殖へて行くから、自然のまゝに放任すると、人類は早晚絶滅に瀕するやうな結果になる。故に人類は成るべく多産を避け、道德的行爲によつてこの矛盾を解決しなければならぬといふのである。この學説には多くの反對説があり、生産力と人口とが必ずしも以上のやうな比率を保つて、増加するものと考へられない點がある。然し現實の問題として、世界の人類は土地と人口との間に存する根本的の關係から、或は食糧問題、或は失業問題、また惹いては思想問題といふやうに、各種の重大な社會問題に直面するやうになつた。

さて我が國土の面積は六十七萬四千九百方呎、(關東州租借地、南洋群島委任統治地を加へても六十八萬七千方呎)人口は約九千四十萬(昭和五年度)であつて、これを世界約六十

(國本は分部線斜) 積面の國列

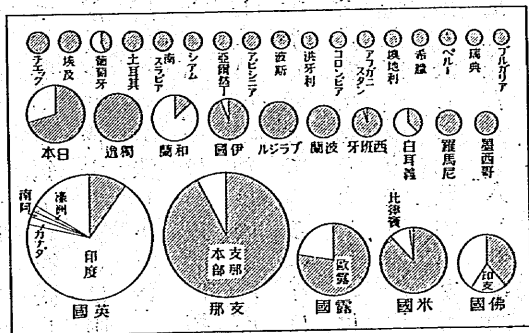


る依に「合勢國本」

も我が國土は天然の資源に乏しくて、この大人口を養ふの力がな
箇國の各本國に比較にすると、面積
に於て第十八位以下であるに拘ら
ず、人口に於ては第四位(外國の屬地を
加へて比較す)第六位(人口密度に於ても第四位(外國の
加へて比較す)に於ても第一位にある。この事實は我
が國が世界の強國として活躍する
上に充分の人口を擁してゐるに拘
らず國土の面積が著しく狹隘であ
ることを物語つてゐる。また我が
國最近の人口増加率は異常の飛躍
を示し、その比率に於ては世界第三
位實數に於ては第一位にある。然

人口問題の解決
方法

(國本は分部線斜) 人口の國列



る依に「合勢國本」

く、最近では毎年約二億圓に上る食糧を新領土や外國からの移輸入
に仰いでゐる。近年我が國に人口
問題・食糧問題・失業問題の叫ばれ初
めたのも根本の原因はこゝにある
のである。
我が國がこの過大の人口密度と、
逐年激増する過剰人口とを擁して、
如何にこれらの問題を處理して行
くべきかといふことは、現在に於て
焦眉の急を要する問題であり、また
國家の浮沈安危に係はる重大な問
題である。然し國際間の嫉視反感
の熾烈な今日では、尺寸の領土を獲

得するにも、國運を賭するの覺悟が必要であり、假令多大の犠牲を拂つて若干の領土を擴張し得ても、これに依つて人口問題の根本的解決を期待することは困難である。そこで問題の解決には剩す所二つの方法しかない。一は消極的に人口の増加を防止することであり、二は積極的に拓殖・移住や海外發展を圖ることである。然し人口の増加は國家發展の原動力であつて我が國が高率の人口増加を示してゐることは、國家將來の運命から考へて甚だ喜ぶべき現象であるといはねばならぬ。殊に人口の増加を防ぐための産兒制限の方法の如きは、道徳上の見地からして非難すべき點が多く、決して傾聽すべきものではない。何れにしても過剰人口の處理法として、人口の増加を防止することは、國家の大局から見て斷じて採るべき策ではない。そこで吾々に殘された唯一の方法は、拓殖と移住との獎勵である。

拓殖と移住

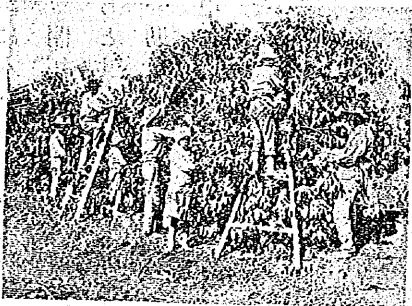
拓殖と移住 元來我が國の人口密度といつても、新領土や屬地の密度は内地よりも小であり、内地のうちでも北海道の如きは遙かに本州よりもその密度が小である。随つてこれ等未開の國土を開拓して國民を移住せしめ、それによつて人口密度の平均を圖ると共に産業の開發、食糧の増産を期するならば、人口問題解決の一助ともなり、國家經濟の發展を促す所以ともなるわけである。

現に政府は北海道樺太及び朝鮮の一部については移住を獎勵し、その開發に努めてゐる。樺太の林業・水産業工業（パルプ製造、纖維製造等）、北海道の農業・牧畜業・工業・朝鮮の農業・牧畜業・鑛業・關東州租借地の水産業・南洋群島委任統治地の水産業・鑛業などは、現在既に相當の産額を示してゐるばかりでなく、將來拓殖と移住とによつて、國民の開發に俟つべき好望な産業地である。

海外發展

海外發展 然しながら對內的の拓殖と移住のみでは、到底澎湃

たる人口増加の趨勢に對應することは出来ない。ここに於て國民は更に進んで海外に發展の地を求める必要がある。我が國民



南米に於ける邦人活労働の状況

は既に明治年間以來海外に發展を試み、現在北米・南米・南洋・支那・滿洲・西比利亞等に約七十萬の移住者を數へ中には巨萬の富を貯へてゐるものも稀ではなく、これら海外移民の本國送金額も年々かなりの巨額に達してゐる。然し最近に於ける我が國の自覺しい國際的發展は、やがて他國民の嫉視反感を買ふ原因になり、特に米國の如きは、大正十三年以後邦人移民の入國を制限して、我が國民の海外進出に一大暗影を投じた。それと共に我が國內に於ける人口増加

第十四課 社會改善

の傾向も、近時とみにその勢を加へ、随つて人口密度の増大も、年年その度を高めてゐるのであるから、國民は現状に安閑たるを許されない事情にある。

幸ひ南米・南洋方面には、まだ排日の聲を聞かず、特にブラジルの如きは國土開發のため邦人の移住を希望してゐる程であり、我が國の生命線と謂はれる滿洲の如きも、その大部分が未開地に屬するやうな状態であるから、國民は大いに意を強うして、海外發展に邁進しなければならぬ。

社會問題 完全無缺の社會といふものは、ただ吾々の理想の上
に存在するだけで、現實の社會には常に幾多の缺陷や弊害を伴つ

てゐる。これ等多くの社會的缺陷の中、最も重要で且根本的な問題と考へられるものを社會問題といふ。社會問題は時代によつて必ずしも軌を一にするものでなく、或は宗教上の問題、或は道德上の問題、或は政治上の問題といふやうに特有の中心問題があるが、現代に於ける社會問題は、主として經濟上の事情に基づいてゐるやうである。

勞働問題・小作問題

そもそも今日のやうな社會組織が成立つに至つたのは、第十八世紀に起つた産業革命に由來してゐる。即ち蒸汽力及び機械の應用は、從來の家内工業を根柢から崩壊させ、これに代つて機械工業の目覺しい勃興を見るやうになつた。その結果巨額の資本を擁する少數の企業家は、大規模な工場組織の下に多數の勞働者を使役し、商品の大量生産を行つて莫大な利益を収めることとなり、社會の富は自然にこれら少數の企業家に集中し、多數の勞働者は

社會主義的思想の發頭

少額の勞賃を得て、その生計を維持するに過ぎない状態となつた。農業は概して産業革命とは關係が薄かつたが、これまた時代の經過に伴つて、少數の地主と多數の小作人とに分れ、互にその利害を異にして相對立するやうになつた。かくて資本家地主などの謂はゆる有産階級と、勞働者小作人などの謂はゆる無産階級とは、次第に反目軋轢を起すやうになり、特に世界大戰後は、世界的不況の影響を受け、至る所に勞働爭議、小作爭議の頻發を見、勞働問題、小作問題は重大な社會問題となるに至つた。

そこでこの社會的困難を救済するために、現在の經濟組織を破壊し、勞資の階級的差別を撤廢して富の分配の平等を期せんとする思想が起つた。この種の思想はその沿革も相當に古く、且學派や政黨の關係などによつて、更に幾多の説に分れてゐるが、便宜上總稱して社會主義的思想と呼ぶことが出来る。この種思想の根

社會主義的思想
の缺點

概をなすものは極端な自由平等の説であつて、現在の資本主義的な社會組織を否認することがその共通の特色となつてゐる。

これらの思想はその動機に於ては必ずしも排斥すべきものではないが、その思想の内容が、現存の社會秩序を破壊し國家の存在を否認する如きものに至つては、到底吾々の認容することの出来ない過激危險の説であり、また次ぎのやうな諸點に於て理論上の重大な缺點を含んでゐるのである。

(一)今日の社會組織は、社會進化の必然の理法によつて發達したものであり、人間の天性(所有欲競争心)と種々の社會的事情とが結合して自然に成立つたものであるから、これを人爲的手段によつて、一朝一夕に覆すことは到底不可能であり、また不自然である。

(二)私有財産制度を否認することは、人間の所有欲と競争心と

を否定することであるから、私有財産を認めぬ共產制度の下に於ては、勤儉力行の精神の銷沈となり、隨つて生産力の減退、文化の逆轉を來すに至ることは必然である。

(三)國家は各民族固有の思想や感情を根柢として生れ、數百年の永い歴史的傳統を擔うてゐるものであるから、人情風俗を異にした各國勞働者の結合を以てこれを置換へることは、容易に實現し得べきことではない。

(四)社會は多種多様な階級や集團によつて成立つてゐるものであり、必ずしも資本家勞働者の二階級に限るものではない。隨つてこれら二階級の對立のみを基礎として社會の變革を企てることは不當なことである。

社會政策 現代社會の缺陷を匡救するために、穩健着實で且實行の可能な方法としては、社會の組織や制度は現在のまゝにして、

社會政策

社會政策の意義

ただそれから生ずる弊害を根絶する方法を講ずることが最も賢明で妥當な方法であると考へられる。社會政策と社會事業とが即ちこれである。

社會政策とは、國家や公共團體が社會正義の精神に基づき、現實に即して其の諸般の弊害を除去し、社會の改善を圖るための政策をいふので、富の分配を公平にして社會の不平等を緩和し、勞資の軋轢を調停してその協調を密にし、無產者を保護してその生活の安定を圖ること等が主要な目的となつてゐる。

現在我が國に實施されてゐる社會政策としては、租税制度に於て相續税の制を設け、又多くの租税に累進主義(財産や所得の多い者ほど税率を高くする課税方法)を採用してゐることもそれであるが、小作調停法や勞働爭議調停法を設けて、資本家地主と勞働者小作人との紛議を調停し、工業法、鑛業法、工業勞働者最低年齢法、健康保險法、勞働者災害扶助法

我が國の社會政策

社會事業

社會事業の意義

等を設けて、勞働者の生命身體の安全を保障し、また産業組合法、簡易生命保險法、借地法、借家法、借家調停法、公益質屋法、職業紹介法、救護法、軍事救護法、罹災救助基金法等を設けて、無產階級の經濟的利益を保護増進するに努めてゐることなどは、その主要なものである。

社會事業 次に社會事業とは社會政策と同様の精神に基づき、國家、公共團體及び民間有志が行ふ公共事業であつて、社會政策の實行ともなり補助ともなるべきものをいふ。社會政策が立法的、行政的であるに對し、社會事業は道德的、民衆的な性質を有つてゐる。また社會事業には對症的方面と豫防的方面とがある。前者は社會に現存せる種々の缺陷(貧困、疾病、犯罪など)を救済することを目的とし、後者は社會に將來發生すべき害惡を豫防することを目的とする。

我が國の社會事業

社會改善

社會的連帶責任

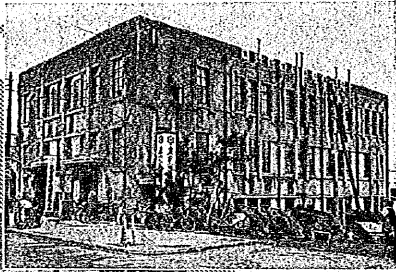
我が國に實施されてゐる社會事業の主なものとしては、病貧者救護のための慈善病院・無料診療所・産院・無料宿泊所方面委員・老幼者保護のための乳兒院・託兒所・孤兒院・養老院・療兵院・無產者經濟保護のための職業紹介所・授産場・公營住宅・公設市場・公設質屋・公設食堂・公設浴場・社會教化のための感化院・矯正院・免囚保護事業等であり、なほ民間篤志家の經營に係る施設もまた尠くはない。

社會改善 要するに社會の現状は悉く我等の満足に價するものとはいへないが、さればとて徒らに過激奇矯の方法によつて、その改善を圖らうとすることは到底不可能であるのみならず、却つて種々の弊害を伴生することは明である。されば我等は社會進化の理法に即し、人間の本性に適した穩健公正な方法によつて、その進歩改良を期せねばならぬ。

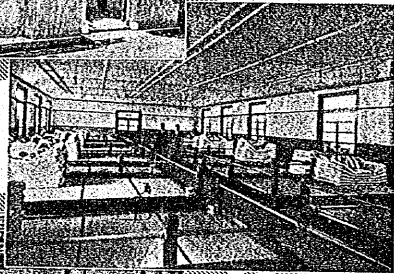
既に屢述べたやうに、社會は決して個人各自の生活ではなく、多

社會事業

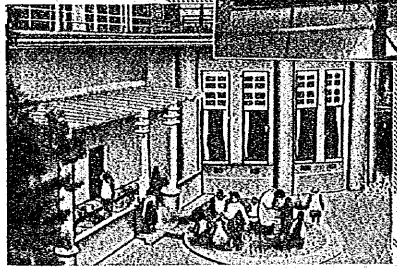
東京中央職業紹介所



東京市設白金質屋



東京市淺草無料宿泊所内部



東京市町民市館託兒保育狀況

數の人類が營む共同の生活に外ならないのであるから、その進歩向上を期することは獨り國家社會の責務ばかりではなく、社會人共通の責任でなければならぬ。言ひ換へれば人類は社會の運命に關し、自ら連帶責任を負うてゐるのである。この點については富者も貧者も治者も被治者も何の異なるところはないのであつて、この連帶責任を果たすためには、一に協調と互讓の精神の實現に俟つの外はないのである。労働者や小作人が、資本家や地主に對して、待遇の改善を要求することは敢へて妨げはないが、同時に相手方の社會的立場や經濟的利益を尊重することを忘れず、資本家や地主も亦常に労働者や小作人の境遇に同情して、その生活の安定を圖るために盡力することを吝んではならない。

第十五課 世界と日本

人類文化の發達

人類文化の發達 我等は今まで學んだところにより、人類が國家や社會の内部に於て營む生活の概要を理解し、それによつて今後我等が善良な公民として、國家社會の發展に貢獻する爲の知識と教訓とを會得した譯である。然し人類が營むこれ等多方面の生活は、それぞれ自己固有の目的によつて營まれると共に、窮極に於ては或一つの大きな共通の目的、言ひ換へれば理想によつて統一せらるべきものであつて、これによつて人類の營む總べての活動が初めて意義あり價值あるものとなるのである。この窮極の目的とは、即ち人類共同の文化を建設し、これを無限に發展させて行くことであつて、これが共存共榮といふ言葉の内容であるとい

世界文化の潮流

ふことが出来る。

そもそも人類現在の文化は、もと四つの系統に分れて發生し、二つの大きな潮流となつて發達したものである。即ち今より約四千年乃至五千年前、支那の黄河及び楊子江の流域、印度のガンヂス河の流域、メソポタミヤのチグリス・ユーフラテス河の流域、エジプトのナイル河の流域に、それぞれ發生した四つの文化がそれぞれあつて、印度の文化は、後中央アジアを経て支那に入り、支那文化と融合して更に朝鮮・日本に傳はつた。これが東洋文化である。一方メソポタミヤ及びエジプトの文化は、地中海を越えてヨーロッパに傳はり、ギリシヤ・ローマの文化を経て近世に至つた。これが西洋文化である。

印度の文化は佛教が中心となり、支那の文化は儒學が核心となり、前者は宗教的・哲學的、後者は道德的・政治的傾向を具へてゐるが、

東洋文化と西洋文化

これを東洋文化として一括して考へれば、何れも精神的、理想的な特色を帯びてゐるといつてよい。これに反して西洋文化は、概して物質的、現實的特徴を具へてゐる。(但しギリシャの學藝やキリスト教に精神的理想的な要素は含まれてゐる) また東洋の思潮は唯心論と團體主義とが核心をなし、西洋の思潮は唯物論と個人主義とが樞軸をなしてゐる。また東洋の政治理想は君主政治の完成にあるが、西洋の政治理想は民主政治の發展にあるとも見られる。

現代文化の特質

これ等種々の特色は各々一長一短があり、輕率にその優劣を判じ難いばかりか、寧ろ東西の文化がそれぞれ相異なる特色を發揮し、全人類文化の完成のために寄與することは望ましいことである。然し今文化の普及力影響力といふ點から考へて見れば、現代は西洋の物質文化によつて風靡されてゐることは疑のないところである。近古の初頭コペルニクスの地動説やニュートンの引

我が國の地位

我が國文化の發達

力説が世に現はれて後、自然科學の研究と應用とに依る發明發見相ついで起り、ために社會生活の態様は一變したとさへ謂はれてをり、その進歩發展の著しいことは驚異に値するものがある。

文化史上の我が國の地位 翻つて我が國は古來カキナリ惟神の道と綜合家族制度とに基づいて國を立て、萬世一系の天皇を戴いて比類ない國體を發展せしめた。その後支那朝鮮との交通を介して東洋文化の精華を攝取することゝなつたが、その初めは隋唐文化の心酔模倣に走つて、我が國独自の思想文物は等閑に附するやうな傾向もあつた。然し平安時代の末頃から鎌倉時代へ掛けて國民的自覺が漸く起り、我が國固有の民族精神に立脚した新思想(武士道)や、新佛教(淨土宗、淨土真宗、時宗、日蓮宗等)が相ついで生れ、美術、工藝も著しく日本の特色を發揮するやうになつた。その後室町時代の末頃になつて、ヨーロッパ人の來航があり、キリスト教を中心として、西洋文化が

滔々と我が國に流入しようとした。この形勢も江戸幕府の鎖國政策によつて間もなく阻まれ、我が國は約二百年間世界の進運に取残される結果となつたが、固有の文化は却つてこのために完成の機運を促進されたともいへる。即ち我が國が古來から有してゐた文化的要素と、印度、支那及び朝鮮から學んだ文化的要素とが、渾然として融合せられ且統一されて、光輝ある國民文化の成立を見ることになつた。ついで明治維新に至つて開國進取の國是と共に、西洋の物質文化は澎湃として我が國に流入し、國民もまたよくこれを攝取し咀嚼して、僅々六七十年間に西洋數世紀間の進歩に追隨し、今や歐米諸國に比して遜色のない發達振りを示してゐる。

我が國の文化史的地位

今日佛教は既にその源流地印度に於て亡び、儒學も亦その發祥地支那に於て廢滅に瀕してゐる。然るに我が國はよく兩者の長

所を汲んで、固有の國民性と融合同化し、これを統一ある國民文化にまで發展せしめた。随つて東洋文化の精粹は獨り我が國土に於て維持せられ、我が國民によつて發揚されたといつても過言ではない。加ふるに今や我が國は盛に西洋文化の長所を探り、これと國民文化とを融合させて、新日本文化を建設すべき道程に立つてゐる。

我が國の使命
文化的使命

我が國の使命 東西兩文化の精華が我が國に集まり、その融合統一も亦我が國に於て遂げられるべき趨勢にあることは、我が國の地理的位置と歴史的事情とに基づく當然の結果といはねばならぬ。随つて我が國民は、今後東洋文化の精神的理想的特質と西洋文化の物質的現實的特質とを巧に融合し、更にこれを固有の民族精神乃至理想に同化せしめて、綜合的な世界文化を建設することに邁進せねばならない。これが將來の世界文化史上に於ける

政治的使命

我が帝國の責務であり、また獨り我が國民によつてのみ果さるべき使命である。

更に我が國は、政治的には世界の強國として極東の一角に儼立し、東洋の治安を維持し、世界の平和に貢獻すべき重責を擔うてゐる。今日世界の有色人種はその歴史的事情に基づいて、殆ど白色人種の支配下に立ち、その願使に甘んじてゐる状態である。然るに獨り我が國が世界の五大國乃至三大國の一に數へられ、其の國力の富強と文化の優秀を誇つてゐるのは、まさに史上空前の偉觀といふべく、我が民族の深い欣びでなければならぬ。

國民の覺悟

然し人文の發達は行く水の如く瞬時も止まることはない。また近來國際間の經濟競争は益激烈となり、我が國に對する列強の偏見嫉視も等閑に附し難いものがある。されば我が國民が人類文化の有力な建設者として、また世界平和の誠意ある保障者とし

て、その崇高神聖な使命の達成を圖ることも、決して容易な業ではない。將來我が國の運命を双肩に擔うて立つべき吾々の責任や、寔に重且大であるといはねばならぬ。

新女子公民教科書 下巻終

K230.31-17

昭和八年八月五日 印刷
昭和八年八月十日 發行

定價	
上卷	金五拾五錢
下卷	金五拾三錢

著者 長谷川乙彦

所有權著作

發行兼印刷者 東京市日本橋區大傳馬町一丁目二番地 佃要三郎

發行所 英進社
東京市日本橋區大傳馬町一丁目二番地
振替東京七九五七七番
大阪市東區博勞町五丁目
振替大阪九八二〇番

